

令和3年第3回美祢市議会定例会会議録（その2）

令和3年9月15日（水曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	高木法生
13番	三好睦子	14番	荒山光広
15番	山中佳子	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局主査	篠田真理		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	田辺剛
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	志賀雅彦
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	末岡竜夫
上下水道局長	白井栄次	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	松永潤		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

- 1 岡山隆
- 2 山下安憲

3 藤井敏通

4 三好睦子

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第2号）、以上1件でございます。御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、石井和幸議員、山下安憲議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○11番（岡山 隆君） 皆さん、おはようございます。

9月議会一般質問において、1番目の登壇者となり非常にうれしく思っております。

現在、美祢市にあつては新型コロナウイルスワクチン接種が適切に進んでおります。昨日の市長の提案説明の際に――前に、お話があつたわけでございますけれども、今後1日も早いコロナ禍からの再生と安心して暮らせる未来を共々に迎えたいとこのように思っております。

公明党の岡山隆でございます。よろしく願いいたします。

さて、最初の質問は、通学路における歩道のない路線及び想定される危険箇所への取組についてお尋ねします。

数年前に、小学生が通学中に老朽化したブロック塀が倒れ死亡した痛ましい事故や、最近では、千葉県の通学路で小学生5人がトラックにはねられて死傷した交通事故が発生しました。

市道に歩道が設けられていたならば、多少なりともこの状況における結果が違っていたのではないかと、そういったことが推察されるわけでございます。

そこで、各学校までの通学路500メートル以内において、歩道が設けられていない無歩道の県道や市道が散見されます。現時点で把握している歩道のない道路について、どのような御所見でしょうか。

まず、この点をお伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、岡山議員の御質問にお答えをいたします。

現時点での通学路における歩道のない道路についての御質問でございました。

美祢市内の児童生徒が通学に利用する通学路において、学校から半径500メートル以内のいわゆるスクールゾーンでは、中央線の引かれているような道幅約6.5メートル以上の県道や市道で歩道が設置されていない道路は、基本的にはございません。

しかしながら、全ての小中学校のスクールゾーンには、中央線が引かれていない、議員御指摘の道幅の狭い市道などがあり、その多くは歩道が設置されていないのが現状でございます。

各学校では、児童生徒に対して一列で歩行するよう指導したり、より安全性の高い迂回路がある場合は、そちらを通行するように指導することにより、交通安全に努めているところでございます。

また、毎年全ての小中学校が児童生徒の通学路の点検を行い、交通安全に関わるだけでなく、防犯や防災上の危険も含めた危険箇所について、教育委員会に報告をしてもらっているところでございます。

さらに、この報告を基に、教育委員会事務局、警察、道路の管理者である山口県宇部土木建築事務所及び市建設課で構成する美祢市通学路安全推進会議が必要に応じて現地調査を行うとともに、危険の程度や対応の可能性等についての協議を行い、その結果を基に優先順位をつけて対策を講じているところであります。

今年度については、議員御指摘のとおり、千葉県のパニック事故の報告があったことから、危険箇所の見落としがないよう一層の注意を払って点検を実施させており、報告箇所については、今後その対応を検討するところであります。

今後も、児童生徒の安全・安心のために関係者で協力することで、早急に対応してまいり所存でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 再質問なんですけど、今言われることは、それなりには理解はしておりますけれども、実際、本当に学校周辺における——小中学校半径500メートルのところに関して、市道も県道も本当に歩道は基本的には皆あるんですか。その辺はちゃんと調べられたんでしょうか。そういったもう一遍確認です。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 岡山議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げた半径500メートル以内のスクールゾーンにおいて歩道が設置されているというのは、道幅約6.5メートル以上の県道や市道で設置がなされているという意味でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 分かりました。

基本的には6.5メートル、それでない歩道も造ることが難しい、これは理解しております。

特に、市道やったらなかなか道幅が狭いですから、そんなに6.5メートルある市道というのはそんな多くはない。それで、県道はちょっとあるかなとは思いますが。県道については、やっぱり市から県のほうに申込みしなくてはならないし、実際、秋芳町の秋吉小学校近辺の県道について、その辺については500メートルぎりぎりぐらい——半径500メートルのぎりぎりぐらいかなと思うんですけど、そういうところをどうか今後、歩道がないところもありますので、精査して、どのように対処するかということも、今後しっかりと、もう一度よく見られて、歩道をつけるなりつけないなり適切な対応をしていただきたいなと思っております。

一応、再質問はそういったことです。

それで、次に質問にまいりたいと思います。

次の質問は、各学校から半径500メートルのスクールゾーンにある道路で、学校周辺において信号機がない横断歩道やラインが消えているなど、児童生徒の通学路途上においては様々な危険が潜んでいます。

横断歩道のカラー化など、通学路における対応が求められており、そのための緊急点検を実施することが求められております。

当然、市道幅が狭く歩道を設ける道幅がない箇所もありますし、そうした市道、通学路にはゾーン30、道路上に印字塗装などの対応策が求められております。

今後、通学路における無歩道箇所への歩道設置、もう今ちょっとやりましたけれども——及びグリーンゾーン30化対策について、この辺についてはどのような御見解かお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、岡山議員の御質問にお答えをしたいと思います。

歩道設置及びグリーンゾーンの対応についてでございます。

先ほど答弁させていただきましたように、毎年、各学校から通学路点検の報告を基に、関係機関が協力し児童生徒の安全・安心のための対策を行っているところであります。

危険の程度や対応の可能性を基に、優先順位をつけながら順次対応をしていますが、対応可能な部分については、できる限り早急な対応に努めているところであります。

しかしながら、危険箇所の中には、議員御指摘のように道幅が狭い市道、歩道の設置が難しい箇所も含まれており、早急な対応が困難な事案も多々あります。

信号機の設置や横断歩道の敷設、現在、大嶺小学校付近に設定してありますが、最高速度時速30キロメートルの区域規制等のゾーン30の指定などは、山口県公安委員会が権限を有していることから、今後も警察や各道路の管理者と協議しながら対策を講じてまいります。

また、議員御指摘の横断歩道や道路のカラー舗装化については、美祢市通学路安全推進会議において必要性などを十分に協議し、整備などが実現できるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） それでは、再質問なんですけど、最近、防府市——山口県防府市は、千葉県の今回通学路で発生した交通事故を受けて、学校から半径500メートルのスクールゾーンに当たる市道で、信号機のない横断歩道が対象でカラー化に取り組む——取りかかると言っております。いろんな時間帯で視認性、目で見えてはつきり分かる——が高い緑色にカラー化を実施し、併せてラインが消えるなど不明

瞭になっている横断歩道もたくさんありますけれども、こういった復旧もしっかりと進めていく。交通安全の取組を強化しております。

美祢市においても、できる範囲で通学路周辺の横断歩道のカラー化、不明瞭なライン復旧を進めていただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 岡山議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほど、議員から御指摘のありました他市の事例でございますけれども、本日のローカルニュースで、白とグリーンを——横断歩道をグリーンを付してカラー化をしているというふうなニュースが私も聞き及んでおります。そうした危険箇所の排除は、子どもたちの通学路の安全・安心の確保には必要な部分であろうと思います。

これから、そうした美祢市内の各学校の通学路において必要性を、先ほど申し上げました協議会の中で協議を進めていきながら、必要箇所については対応できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 一応、通学路におけるグリーン化については、防府市が一番全体的に進んでおります。いろいろ予算の関係もあって、そこまでとは言いませんけれども、随時、横断歩道の——通学路周辺、半径500メートルにはグリーンの横断歩道の白線をしっかりと緑化をしていくなど、こういった対応というものは、新規に私は直近必要ではないかこのように思っておりますので、よろしく願います。

それでは、2番目の質問に移ります。

コロナウイルス感染症がもたらす観光事業の打撃と打開策についてお尋ねします。

本市では8月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、秋芳洞・大正洞・景清洞の各観光鍾乳洞について、県外からの来訪自粛要請を決めております。秋芳洞3洞の営業はするものの、令和2年に引き続き令和3年においても、コロナ禍の悪影響で観光事業に影を落としております。

コロナウイルス感染症が令和2年1月頃から流行し始めてから現在までにおける1年8か月間、今年のゴールデンウィークにおいて3洞の入洞休止及びカルスターも閉館。こういう形で観光事業においては、大きな損失を与えました。

昨年10月頃より一時感染者が少なくなり、Go Toキャンペーンが行われ、観光客が回復しつつありましたけれども、入洞者も増加しつつありました。

しかし、昨年の12月頃よりデルタ株などの変異株流行で観光客が激減し、現在に至っています。

そのような理由で、観光事業における収益的収支はかなり厳しい実態であることが見てとれます。

現在のコロナ禍において、観光事業における営業収益に対して、観光営業費用・観光事業費用等、今までと同程度の捻出をし続けなければ——し続ければ観光事業を継続していくことが難しいと思われているのでしょうか。

コロナ禍における美祢市観光事業会計の収益的収支の実態についてお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、秋芳洞等入洞者数の変動につきまして、コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける前として、最初に令和元年度、令和2年度の比較について御説明をいたします。

最初に、秋芳洞ですが、令和元年度は46万3,788人、令和2年度は21万6,936人で前年度対比約53%の減となったところでございます。

次に、大正洞は、令和元年度7,449人であったものが、令和2年度4,354人で前年度対比約41%の減となっております。

景清洞につきましては、令和元年度1万5,781人であったものが、令和2年度7,382人で前年度対比約53%の減となりました。

3洞合計では、令和元年度48万7,018人であったものが、令和2年度22万8,672人で前年度対比約53%の減となっております。

次に、令和3年度では8月までの累計数値となりますが、秋芳洞が9万4,570人であり、影響を受ける前の令和元年度が26万3,179人であることから、令和元年度対比で約64%の減となるなど、大正洞及び景清洞においても同様に大幅な減少となっているところでございます。

次に、令和2年度の決算状況ですが、本議会に提出しております決算の損益計算書におきまして1億1,793万2,596円の純損失となっております。

また、交付金等の状況ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3,230万6,520円繰入れをしている状況でございます。本交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と観光事業の喚起対策を実施してきたところでございます。

次に、令和3年度現在までの経営状況でございますが、4月から7月末の数値で申し上げますと5,500万39円の純損失となっております。令和2年度同期間では1億973万6,323円の純損失であり、前年度対比では5,473万6,284円損失を圧縮している状況でございます。

また、令和3年度の交付金等の予定状況でございますが、観光事業費用に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、収益的事業ではなく、将来に向けての設備投資の財源として活用することとしております。

このことから、令和3年度上期を終了しての決算見込みですが、今後の入洞者数が昨年同様に推移いたしましたとして約25万5,000人と見込み、損益については約1億円程度の純損失となる見込みと現在考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） コロナ禍における観光事業、打撃を受けたならば本当に厳しい観光事業収益的収支が見えてくるなど、このように感じております。

そういった面で、今後、コロナ禍における対応をしっかりと期待したいと思っております。

それで、今言われました大体何て言いますか——今説明があったように、令和2年度における決算状況は、もう53%の入洞者の減、半分以下ですよね。恐ろしい話ですね。それで、決算状況が1億1,700万円の単年度純損失計上ということを言われました。

そして、それは令和2年度にそういった打撃を受けているということで、国から地方創生臨時交付金3,200万円頂いて、観光関連に9,000万円、こういった措置が入って、もしこれがなければ、自主的には、令和2年度の決算状況というものは2億700万円程度の単年度の純損失であったと、このように私は見ております。1億1,700万円、半分程度でこういった措置があったから済んだなと思っております。

そして、令和3年度決算、これは予定ですけれども、まだまだ新型コロナウイルス感

染症が続いているということで、デルタ株感染症等の流行拡大によって秋芳洞の観光客が大きく減少して、令和2年度と大体大きく差がないような、こういった私も見ているし、観光振興課のほうもそういった考えではないかこのように思っております。

しかし、合併当初、平成20年、累積欠損金、赤字が10億6,000万円あって、いろんな機構改革をしながら、前村田市長の下で鋭意努力されて、赤字が着実に減ってきました。そして、平成27年度から令和元年度まで機構改革したという、こういった効果が出て、大体27年度から約50万人程度の入洞者で、単年度で27年度から黒字が計上するようになっております。それで、累積の純損失じゃなくて、累積の純利益ですね、利益は約4億9,000万円まで利益が計上できました。

しかし、令和2年度の決算は1億円赤字、令和3年度予定も同程度——多少よくなるか分かりませんが、合わせて2億円の累積赤字となります。その結果、累積純利益は約4.9億円まであったのが2億9,000万円まで減少する見込みじゃないかと、このように思っております。

今後、私は秋芳洞入洞客が回復すれば、従来的には50万人近くぐらいになるかなと思いますけれども、今後、コロナウイルス——そういった感染症がいつどうなるか分かりませんし、それがあるといふそういう見方でおって、今50万人から今後、私は入洞者がもう30万人から40万人程度でも単年度純利益が出せる適切な事業費用・営業費用等、経費削減にしていくことも大事じゃないかと思っておりますので、今私が説明したことを踏まえながら、今後、秋芳洞入洞客が30万人から40万人程度でも純利益を出せるような、こういった本市としての対応をどのように進められようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、収入増が見込めないのであれば経費削減を図っていくというのは当然のことでございます。

したがいまして、今年度においては——令和3年度においては、本当に下半期において徹底的な経費の見直しを図ることとしております。

具体的には、過去に合併当初、先ほど御説明がありましたけど、合併当初での赤字の削減、経費の削減、そういった経験も本市ではあるわけでございますので、そ

の経験を基に、いま一度、令和3年度下半期において各種観光事業の見直しを行うとともに、今言われました30万人、40万人の入洞者でも耐え得るような、そういった、今後、予算構築の中で一般会計事業と観光——企業会計事業の見直し、さらに、観光振興事業と観光協会事業との整合性、また見直し、そして、他所管事業との連動、そして、収入増にもつながるんですけど、国などの観光補助事業の活用など、多角的に予算の見直しを図るための検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

しっかりと今後、鋭意努力で進めていっていただきたいし、観光振興課、また観光協会、イベントを中心にすることも大事ですけれども、それが今後、自主的に入洞者の増につながらなければ意味がないわけですよ。そういったところが、今までちょっと見えてきてないかな。何かイベントを楽しくすることが目的みたいな形になっておって、この辺はしっかりと連携・団結しながら入洞者数等が増えていくような対応をしっかりと進めていっていただきたいなと、このように思います。これはもう答弁いいです。

それで、次の質問なんですけど、現在、観光振興課では観光客の集客を促進させるため、秋吉台上におけるセグウェイでの散策。結構これ、非常に人気があって収益も何か上がっているみたいでいいかなと思っています。そして、バルーンに乗って上空から秋吉台上を見下ろす景色の散策等、秋吉台の魅力発見のために努力されているということは感じております。

現在、コロナウイルス感染症の流行で、全国的に観光地・観光業界は大打撃を被っております。秋吉台だけじゃないわけですね。

今後、事業収益の見込みのない部門の経費負担が重なり、収益的収支に悪影響が見込まれる部門においては、縮小も検討する必要があるのではないのでしょうか。

これからの感染症時代に対応すべき観光事業改革及び経営戦略についてお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

感染症に対応すべき観光事業改革及び経営戦略についてであります。

新型コロナウイルス感染症に対応し、かつ感染症後の観光振興策として、現在、山口県では山口県観光V字回復プランを策定中であります。

本市におきましても、計画全体の連携を取りながら県全体の観光プロモーションに協力、また参画していくとともに、宣伝効果の高いコンテンツの造成に取り組んでまいります。

また、今後、感染症の収束状況を見据えた国の施策にいち早く連動した施策の展開に心がけてまいりたいと思っております。

なお、本市では、令和2年度から、コロナ禍を見据えたマイクロツーリズムに即し、ジオパークとも連携した学術観光・教育観光として取り組んでおります修学旅行の誘致をさらに強化したいと考えております。

昨年度、教育委員会・観光協会・観光振興課と連携したプラン「美祢子ども体験パーク」を作成し、旅行会社等にプロモーションを行った結果、修学旅行により秋芳洞に入洞していただいた学校数は、令和元年度で306校であったのに対し、令和2年度については651校と、全体で345校、うち県内は130校の増加となる結果となっている状況でございます。

次に、現在好評を得ております、先ほど議員もおっしゃったセグウェイツアーや、また、長門市・下関市と連携しておりますアウトドアツーリズムを通じた山口県北西部の面的誘致の促進に取り組んでまいりたいと思っております。

さらには、株式会社モンベルによる市全体のアクティビティに関するランドデザインに基づきましたアクティビティの造成を図り、リピート率の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、インバウンドについては、まずは国内に在留されておられます外国人をターゲットとして誘客を図りたいと考えております。

例えで申し上げますと、岩国米軍基地内及び国内外国人顧客に強い旅行者等への積極的なアプローチ活動を行うこととしております。

最後に、現在の状況下において、旅行形態も団体旅行から個人旅行へと変化しており、デジタル社会の中でSNSにより個人で情報を発信されますので、市民をはじめ来客いただいた方々が広告塔となり得るよう秋吉台・秋芳洞のフォロワーを増やしていく活動に注力し、その手法を観光協会とも連携を図り進めてまいります。

以上の柱を軸に、今後の観光事業の展開を図り、企業会計として、その収益の回復と、そして、地域経済への貢献に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 観光事業に関しましては、よりいい方向への活性化ということで、小学生の観光に関するこういったプランの策定、それを学校関係に増やして行って来ていただくと。そして、インバウンドで国内の外国人を対象に観光の誘致を図る。なかなかいろいろと努力されているなということを感じております。そういった調子で、今後とも頑張っていたきたいなと思っております。

それで、再質問なんですけど、コロナウイルスの感染拡大がなかった令和元年度には、大体47万人の秋芳洞入洞者数ですけれども、今から63年前の昭和33年度の秋芳洞の入洞者数は約48万人ということで、それよりも、今回コロナ禍の影響で1万人下回っているわけですね。何かびっくりするんですけれども。昭和33年当時は、観光設備が十二分に整っていない時代背景でありますけれども、48万人が入洞しています。そうしたことを考慮すると、何が必要で何を必要としないのかを考えていくことが大事であり、市が借りて——198万人、昭和50年には198万人の方がおいでいただいたわけでございますけれども、駐車場については——市が借りている駐車場なんかも、そこに止める車ってないんですから、第1、第2くらいは必要ですけれども——もう少し必要かも分かりませんが、そういったところを全ての観光事業においては再検討することが、さらに必要ではないかと思っております。

また、広谷とかいろんな空き地にそういった土地を利活用して秋芳洞に入洞していく動線を用いて、何て言いますか——小動物のハリネズミとか、そういうちょっとした子どもがわくわくして、そういった形で秋芳洞に入っていくことも大事なかなと。

そして、さらに新時代におけるリニューアルのキャンプ場への変身ということで、家族旅行村、リフレッシュパーク、こういったところを秋芳洞入洞広場など、こういった改革をどのように進めていくか。こういったところをいろいろ戦略として持っておられるとは思いますが、今ちょっと私が考えただけでも、そういったことをしていくことが必要ではないかと思っておりますので、その辺について、今後の戦略をどうリニューアルに対応していくか、これについてお尋ねしたいと思

ます。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの岡山議員の再質問にお答えをいたします。

小動物等のふれあい移動動物園、または家族旅行村等のキャンプ施設のリニューアルの今後の方針というふうにお伺いをいたしました。

小動物のふれあい動物園は、これまでもイベント等で秋吉台サファリランドの御協力をいただきまして実施をしておるところでございます。

また、既にサファリランド内に、そうした子どもを持つファミリー向けのキッズサファリや動物ふれあい広場を開設しておりますので、サファリランド等の御協力と連携を行いながら、今後、秋芳洞等の広場でのイベント活用等検討してまいりたいと考えております。

また、家族旅行村やリフレッシュパークのキャンプ需要、コロナ禍にあって大変需要が伸びておるものと感じております。

しかしながら、現在、感染症の拡大が続いておりますので、なかなか県外の方がお見えにならない状況にあるわけなんですけども、今後——現在グランピングといまして、少し豪華なオートキャンプ等が流行しておりますので、いち早くそのようなグランピングのキャンプ場施設の改革・リニューアルについて、現在検討を進めておるところでありますし、事業者の誘致についても進めておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

しっかりと今後、これからのコロナ禍後の県外からもどんどん家族旅行村、リフレッシュパーク、これを利用していきたいなど。今以上のグレードアップした対応で集客していく。従来と同じような形では、なかなか来られませんので、今後、そういったところが観光事業における収益収支を私は上げていく大きな要因でもあるし、そういった方がまた秋芳洞に入っていく、何とか50万人を回復していくような、こういった形を鋭意努力していただきたいなど、このように思っております。

それでは、3番目の質問に移ります。

頻発する豪雨災害等の危機的対応及びよりよい社会への再構築に関してお願いし

ます。

今は8月——今年は8月中旬にもかかわらず、梅雨時期のように日本列島に梅雨前線が停滞、広範囲で記録的な大雨被害に見舞われました。

ということで、今後、温暖化に伴い地球規模で気候が凶暴化している印象であって、今後いつ、どこでも大規模な災害が起きてもおかしくないと言われております。

ということで、その対応策として、国土学総合研究所の大石久和所長は、日本にあってはどの国よりも防衛・減災を進めるための投資を行い、対策を講じていく必要があると述べています。

しかし、国民の生命、財産を守るためのインフラ投資をこの10年間近くインフラ投資を削減してきた結果、各地で大きな被害が発生しております。

今、コンクリートから人へということで8年か9年前、八ッ場ダム、これが今年ですか、完成して、約1億トンの——1億トンの貯水ということで、群馬県から走る利根川水域、今回の大雨で本当に大きな被害が起こらなかった。こういう形で大きな成果を上げてきております。

そういった形で、やっぱり本当に命を守るということはどういったことなのかということ、私たちは教えられたところがございます。しっかりと造るべきところのものを造らないと、大きな悪影響があるということでもあります。

ということで、今後、どう本市にあっては2級準用河川等の堤防強化・遊水池の整備など、流域治水対策の推進、早期に対策必要な河川の対応を、今後どう樹木の伐採・しゅんせつ等を進める必要があるわけがございます。今後、ここで河道掘削と言いましたけれども、基本的にはしゅんせつのことであって、より浸水被害防止対策の強化についてお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の河道——しゅんせつと言われました、しゅんせつ等による浸水被害防止対策の強化についてでございます。

近年、異常気象による豪雨で、これまでの常識を覆すような災害が全国各地で発生しております。

本市におきましても、8月11日から8月15日にかけての秋雨前線豪雨では、最大24時間雨量の最大値で238ミリ、時間最大雨量の最大値で50ミリを記録し、本市の河川——管理河川において15か所、市道において8か所が被災したところでござい

ます。

ここで、まず市内の河川について申し上げますと、市内には山口県が所管する二級河川の厚狭川・厚東川・大田川・伊佐川など44河川、総延長約229キロメートル、本市建設課が所管する準用河川、普通河川が74河川、総延長約89キロメートル、その他にも本市農林課が所管する水路もございます。

直近の河川しゅんせつの実績につきましては、令和元年度、令和2年度におきまして、山口県宇部土木建築事務所美祢支所により、二級河川の厚狭川・厚東川・大田川・伊佐川などの河川しゅんせつ工事を実施していただいております。

また、市の管理河川においても、引塚川・宗済川・天の原川及び熊の倉川において、護岸改修などの河川整備工事及び河川しゅんせつ工事を実施し、浸水被害の防止対策に取り組んだところであります。

なお、今年度からは、過疎債同等の有利な起債である緊急浚渫事業債なども活用し、緊急かつ集中的にしゅんせつ事業に取り組むこととし、危険箇所の解消に力を注いでまいります。

議員御指摘のとおり、市内を流れる主要河川である山口県が所管する二級河川について、河川しゅんせつなどにより適切な河川断面を確保することは、浸水被害を防止する上で大変重要なことと考えているところであります。

本年6月の市議会第2回定例会において、岡山議員の一般質問で答弁いたしましたとおり、私は市長就任時から、厚狭川、厚東川・大田川・伊佐川など市内を流れる主要河川のしゅんせつを最優先項目として、山口県に対し要望をしてまいりました。そして、山口県におかれましても特段の御配慮をいただいたところであります。今後も引き続き、山口県に対しまして要望をしてまいりたいと考えております。

併せまして、山口県宇部土木建築事務所と情報共有しながら、可能な限りの河川のしゅんせつ工事を実施していただくよう働きかけますとともに、県と連携した浸水被害の防止対策に、今後とも取り組んでまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

今後とも、まだまだ葦・じんかい、そういった雑木などたくさん場所によってはあります。どこでもすればいいというわけではありませんけれども、特に大きい河

川については浚渫過疎債等を活用して、今後とも進めていっていただきたいと思っております。

伊佐川の二級河川については、長年、じんかいが堆積し、葦・雑木など直径15センチと、本当に写真撮っているんですけど、河川というよりは、私、川の中に下りたら、まるで山の中にいるような、こんな状況ということで、もう本当に市長もですけれども市議会もしっかりと県に掛け合って、葦・雑木・じんかい等をしゅんせつしていただいて、伊佐川、宇部興産の裏側から上町、日の出町、こういったところをしっかりとのけていただきました。

その結果、通常やったら伊佐の川に入る準用河川、万倉地等の川ですけど、それがいつも氾濫して、市道が上町地域は通行止めになるんですね。今回はやっぱり大きな河川でしゅんせつしたということで、そこまで今回至らなかったんですね。だから、そういった面で非常に私は今回大きな効果があったとそのように感じております。

今後、伊佐川の北川から国行流域、全部じゃありませんけれども、場所場所にはそういった雑木があって、葦があつたら水が滞留して、そして、準用河川のところに水が流れ込まずでいっぱいになって、通行止め——市道が通行止めになったりするんですよ。今回、それがなかったですから、今後、何て言いますか、さらに北川また国行のほう、また、大田川・厚東川・厚狭川、こういった二級河川であって葦・じんかいがある準用河川が、葦・じんかいがあるために、準用河川が市道があつたら通行止めになる、そういったことにならないように、私はしっかりと対応していただきたいと思っております。

簡潔に、ちょっと御答弁だけ。時間ないな。（発言する者あり）それ、その前のとき市長もやるということ言われましたので、そういったところをよく検証して行ってまいりたいと思っております。

それでは、ちょっともう時間がありませんので、最後の質問に行きます。

集中豪雨や台風における災害発生時において人的被害を防ぐためには、自力避難が難しい高齢者や障害者ら災害弱者の逃げ遅れを防ぐことが重要です。

特に、介護施設に入所できない要介護1、2程度の方、独居の方や家族がいても緊急避難時には手が届かないことがあります。

河川敷付近や急傾斜地近くに住んで災害に巻き込まれる可能性がある方を対象に、

高齢者が、誰と、どこに、どのように避難するか等を個々の情報に応じて定める個別避難計画の策定に取り組むことが必要です。

緊急事態に避難しなくて済むように、介護を必要とする人を掌握し、ショートステイに緊急入所できるように体制を組んでいくこと、地域包括ケアセンターと高齢福祉課等で検討することはできるのでしょうか。

今後、台風、豪雨災害において、頼りになる避難場所となるように環境を整えてほしいとの要望もあります。

コロナ禍の現在、避難所にはパーティションや段ボールベッドなど用意できない環境では、時代遅れの避難場所ともいわれております。

災害時における高齢者・障害者等の避難支援の強化について、最後お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） 岡山議員の災害時における高齢者・障害者等への避難支援の強化についての御質問にお答えをいたします。

まず、本年5月に国において施行されました災害基本法の一部改正について、概要を御説明させていただきます。

このたびの法改正は、近年頻発する自然災害に対応し、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を目的としたものであります。

これまで、避難勧告と避難指示が区別されていたことが、逃げ遅れによる被災者を多数発生させる要因の1つではないかとの判断から、避難勧告・避難指示を一体化し、従来の勧告の段階から避難指示を発令することで、率先避難につながるといった内容の見直しとなっております。

また、既にほぼ全ての市町村が、避難行動要支援者名簿を作成済みであるものの、多くの高齢者等が災害時に被害を受けていることから、避難行動要支援者の早期避難を実現するため、市町村による個別避難計画の作成を努力義務化とする等、災害対応基本法の一部が改正されたところであります。

議員御指摘のとおり、高齢者や障害がある方などの災害弱者、いわゆる要配慮者に対する避難行動支援に関しましては、今回の災害基本法の改正に伴いまして、要配慮者個々人の状況等に応じた個別避難計画の作成について、市町村に努力義務として位置づけられたところであります。

本市の現状といたしましては、現時点では、避難行動要支援者名簿は作成してお

りますが、個別避難計画は作成していない状況にあります。

国の基本方針では、優先度の高い避難行動要支援者に関して、おおむね5か年程度で個別避難計画の作成が示されている中、本市におきましても早急に作成してまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、要介護認定を受けておられる御高齢の方々、また障害のある方々が、災害発生時に安全に安心して避難行動がとれるよう、介護サービスや障害サービス等を有効的かつ効率的に組合せていくことにより、より有用な個別避難計画が作成できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

これから、高齢者、障害者等、そして、また避難すべきところは裏山が急傾斜地、また河川敷エリア、こういったところの方が対象とはなってきます。どうか今後とも、しっかりと地域包括ケアセンター、社協等も連携しながら、個別避難計画をしっかりと進めていっていただきたいなど。これが美祿市における高齢者、弱者に対しての大きな――何て言いますか、支援につながってくると思っておりますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私、岡山隆の1番目の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

〔岡山 隆君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、11時15分まで休憩をいたします。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。山下安憲議員。

〔山下安憲君 発言席に着く〕

○2番（山下安憲君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の山下安憲です。

まずは、公設塾minetoの開校おめでとうございます。何度も質問させて――一般質問させていただきまして、このことは大変うれしく思います。こんなコロナ禍に

おける門出で、いろいろと大変ではございましょうが、どうか美祢市の子どもたちのためによりしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただく前に、すみません、今回は再生可能エネルギーということで、ちょっとした小物をお持ちしました。で、皆さんが——何て言うんでしょう、想像しやすいようにお持ちしたんですけども、ここに飾ってもよろしいでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 分かりました。議論を深めるために。

○2番（山下安憲君） ありがとうございます。

○議長（竹岡昌治君） ただ、カメラ映りを配慮して置いてください。

○2番（山下安憲君） すみません、これです。それでは、質問させていただきます。

現在、日本のエネルギー消費量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界第5位なんですけど、日本のエネルギー自給率は11.8%で、OECD世界経済協力機構加盟35か国中34位ということで、これは日本のエネルギー自給率が本当に深刻であるという結果であります。

この状況を打開するかどうかは、それは、日本でいかにして再生可能エネルギーを取り入れていくか、こういうふうなのにかかっているというふうと言われる専門家が多いです。

そこで、今現在、国レベルで取り組まれているエネルギー施策と、そして、美祢市で取り組まれているエネルギー施策について御紹介をお願いできたらと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山下議員の再生可能エネルギーに関する御質問にお答えいたします。

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギーは、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないことから、気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定の実現に大きく貢献するものと考えられています。

また、資源の少ない日本では、議員御案内のとおり、エネルギー供給の多くを海外に依存しており、特に、東日本大震災後、エネルギー自給率が10%を下回っている——先ほど11.何%と言われましたけど、そういった現状において、国内で生産できる再生可能エネルギーを主力電源化していくことは、エネルギーの安定供給の

観点から大変重要となっております。

このような中、国においては、再生可能エネルギーを普及させるため、主な取組として、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFIT制度に基づき、一定価格で一定期間、発電された電気を電力会社が買い取ることにより、再生可能エネルギーの導入を拡大させてきました。

全国各地でFIT制度による再生可能エネルギーの導入が進んだ一方で、発電設備導入の際に、地域トラブルが発生するケースも見受けられ、地域における合意形成が課題とも言われております。

これらの課題を解決するため、本年5月には、地球温暖化対策推進法の一部が改正され、地方自治体が策定する実行計画制度の拡充等が定められています。

これにより、地域脱炭素化促進事業を行おうとするものは、地方公共団体が定める実行計画に適合した事業計画を定めることにより、関係法令の手續のワンストップ化が可能となるなど、地域の脱炭素化や課題解決に貢献する事業の認定制度が創設されております。

こうした国の動向などを踏まえながら、本市においては、地域における脱炭素の取組を積極的に進めるため、令和元年度、2年度と、環境省の補助事業を活用し、市内における木質バイオマスエネルギー導入可能性の検証を行っており、その中では、木質バイオマスの熱利用を面的に導入するためのロードマップをまとめ、現在、事業実現に向けた取組を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） 今、御紹介いただいた国の施策を利用した事業の1つとして、美祢市と長門市の市境に巨大風車の建設計画が目下進行中だと思います。

風力発電所建設は、全国的に見ても大きな事業が多く、大資本の一部が地元にもたらされることを考えれば、それに携わる地元の工事請負業者、そして土地を提供する地権者、並びに固定資産税等を見込める自治体にとっては、大変喜ばしい事業だと言えるかもしれません。

しかし、一方で、太古の昔からずっと守られてきた豊かな自然が命のこの美祢市です。この巨大風車により、景観や自然が損なわれ、今後美祢市が世界ジオパークを目指したり、また、日本ジオパークであり続けることができなくなったりするの

ではないかという懸念が生じます。この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、山下議員の御質問にお答えをしたいと思います。

山下議員御指摘のとおり、現在、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、本市と長門市の市境にある天井山に風力発電所を建設し、風力発電事業を開始することを目指して、環境影響評価法に基づき、事業化に向けた環境影響評価の手続を進めているところでございます。

環境影響評価の手続については、配慮書、方法書、準備書、評価書、報告書の5段階で、市民の意見や市長、知事及び主務大臣の意見を反映して事業者が行うこととされております。

現在の状況は、第2段階である方法書の手続が終了したところで、本年3月に環境影響評価方法書に関する住民説明会が開催され、6月に美祢市長、長門市長の意見を踏まえた知事意見が山口県知事から経済産業大臣へ出され、それを踏まえ、7月に経済産業大臣勧告が発出されたところであります。

この後、環境影響評価方法書で定める様々な調査を行い、その後の環境影響評価準備書を作成し、準備書は令和5年中の公開を考えていると事業者からはお聞きしております。

山下議員が懸念されておられる景観については、この次の段階であります環境影響評価準備書の中で、風力発電機の機種等を確定することとしており、実際の写真に風力発電所——風力発電機を合成したフォトモンタージュについても公開する予定と聞き及んでいるところでございます。

なお、御懸念のユネスコの定めるジオパークプログラムの定款や運営指針等に、ジオパークエリア内に風力発電があつてはいけないといった直接的な記載はありませんが、ジオパーク自身は、地質地形遺産の保全と、それに基づく持続可能な開発という視点が必要とされております。

一方で、風力発電は、るる発言がありますように、再生可能エネルギーであり、SDGs——サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズの7番目の目標にある「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」に寄与することでもあります。

つまり、ジオパークという観点から見たとき、エリア内に風力発電があることをもってユネスコ世界ジオパークに認定されないとか、日本ジオパークに認定されな

いとかいうことはあるわけではありません。

しかしながら、景観への影響はもちろんのこと、発電所の建設工事に伴う水環境や動植物・生態系への影響、廃棄物等の問題に対しては、適切に対応する必要があると考えております。

したがいまして、今後の環境影響評価の手續においては、それらの観点について、引き続き事業者の進める手續等を十分に確認してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） 今、説明がありましたとおり、やっぱり水環境とかですね、実際にあれだけの大きなものを杭を打つというか、地質に働きかけて建てるわけです。そうすると、どうしてもそこにたまる地下水の水脈とか、そういうふうなものに絶対に影響が出るわけで。他の自治体ですけれども、山肌に再生可能エネルギーの太陽光発電、メガソーラーを造ったと。そうしたら、その周りから、どうしても赤水が出るとか、そういった事例も聞かれます。

実際、そういう大きなものを、自然——大自然の中に建てるということそのものに、やはり環境に対して無理をしている。そういうふうなものではないかというふうに、やっぱり私はすごく不安に思うわけです。

それは、確かに水脈の件もそうですけれども、そこに暮らしてる、やっぱり動物とかにも影響がある。今のお話の中にもあるように、それも影響は多々あると思います。

実際に、動物——どんな動物がやっぱり影響を受けるかというのと、風車は、ブレードといって羽がぐるぐる回ってるんですけれども、山頂の上にあれだけの大きなブレードが——大体あれだけの巨大風車になると、回転するときのスピード、先端部分が大体二百五、六十キロって言われてまして——風がよく吹いてるときにはですね。新幹線があつたの周りをぐるぐる回ってるようなもんなんです。それは、新幹線が横並びに並んでると。で、1つのブレードが大体1周してくるのが、大体3秒ぐらいと言われてますので、1枚1枚がずっと1秒ごとにやってくると。つまり、目の前を新幹線が1秒ごとに通過するようなイメージだと思ってください。

その中に、風に乗ってやって来る渡り鳥とかは、季節変わりにいろんなものが渡

ってくるんですけども、向かい風でやって来るのではなくて、その季節風の追い風と一緒に乗ってやって来ると。その通路っていうのが、やっぱりこの中国山地通ってですね——を越えて、ちょっと昔有名になったナベツルとか、徳山のほうで——徳山というか周南市のほうにですね、やって来る鳥で有名なんですけれども、そういった通路になりはしないか。そういったものを研究してる方や、野鳥の会とかもやっぱり懸念はされていると思うんです。なので、バードストライクって言って、羽によって打ち落とされる、そういった事例はたくさんあります。

で、あと……そうですね、その風力発電を造ると、まずそこを、森林を伐採することになります、この一帯ですね。そうすると、今この美祢市でも懸念されてる害獣被害ですね、シカとかイノシシ、もう本当に被害を受けてる農家、たくさんいると思います。しかし、どう駆除していくかっていうことで、猟師もなかなか後継がない中、本当に苦慮されてると思います。そうした動植物も——動物もやっぱりすみかを追われれば、必ずそこから下りてきたりすることは十分考えられます。

そういったことも、これから考えなきゃいけないというか、もう実際考えないと、本当に自然に力を働きかけるということ自体で美祢市が被害を受けてしまうのではないかっていう懸念があります。

あとは、風力発電、よく聞くのが低周波の問題ですね。低周波、耳に聞こえるか聞こえないかの低周波音と、もう1つは、超低周波とって、耳には聞こえないけれども体に——例えば、骨に——要するに空気の——空気を伝って、空気の気流の変化によって伝わってくるのが音なので、それが聞こえないぐらいのヘルツ、大体20ヘルツ以下といわれますけれども、そういったものが頭の中に入ってくる。頭というか人体に入ってくると、吐き気とかめまいとか、要するに船酔い、車酔いと同じような自律神経失調症のような症状を受ける方もいらっしゃいます。

大体、これは全国のデータで見て、苦情の中で一番多いのは、風力発電の3キロメートル——半径3キロメートル以内、その中でも——そう考えますと、この美祢市自体、今度風力発電が建設される場所から半径2キロの中に、美祢市と長門市を合わせて450件余りの民家があるということなんです。

つまり、影響があるとすれば、その人たちはダイレクトに影響を受けてしまう。これが洋上風力とかでしたら、直接一発で、音の関係は通過して行くんですけども、山肌にあると、やまびこと一緒に声が反射して、何回も人体を行き来する

っていう可能性も本当に高いというのも分かっております。

もうとにかく風力発電ができること、今まで全国で、風力発電ですごく喜ばれているところもあれば、そういうふうになんて健康被害を訴える方もいらっしゃるということは、もうこれは、もう確実なことです。

で、健康被害も証明されていないというふうに言われるのは、もう業者のほうの言い分であるんですけども、実際、これがそういう苦情が出たりとか何とかしたときには、じゃあどうするかっていったときに、業者はそういう苦情を対応しますと言うんですけども、やっぱり最終的に市民を守っていくのは行政ですので、やっぱりそこは看過できないんじゃないかとは思っています。

そして、風力発電の風車の耐用年数なんですけれども、この耐用年数っていうのが大体平均17年と言われております。この耐用年数が17年なんですけれども、実はその間にいろいろと落雷があったりとか、物すごい強風——台風だとかで倒壊をしたりとか、または落雷で発火をして火災になるという事例も幾つもあります。中には、その破片が350メートル先まで飛んでいくというふうな事例もあって、本当にこういうふうなことがあると、山火事、森林の中に造られるので、山火事という可能性も大変高いんだと思います。

これだけ大きなものが建つわけですから、もしも建ったとするならば、これ、どういうふうにかまをしておくのかっていうふうなのが問われますけども、この防災面に関しては、何かお考えがありますでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 山下議員の御質問にお答えをします。

まず、風力発電設備の消防法上の位置づけについて御説明をいたします。

建物や設備等における防火対策は様々で、それぞれの特性や火災発生リスクに応じた対策が取られており、これらの多くは、消防法を根拠としております。

現時点での風力発電設備の消防法上の位置づけは、一般工作物として、例えば鉄塔などと同様の取扱いとされています。

次に、火災など、災害発生時の消防活動についてですが、管内に現存する一般工作物と同様に、災害の発生状況により活動方針を決定し、柔軟に対応することになります。

また、管内に複数施設あるメガソーラー発電等と同様に、運用開始時には現地調

査を行い、必要であれば、災害に備えた警防計画を作成いたします。

しかしながら、病院や工場などの防火対象物と比較いたしますと、実存数や災害事案のデータが少ないことから、明確な活動基準の作成は難しいと考えますが、国からの通知などに基づき、適正に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） 大きな構造物ができたときってというのは、本当に周りが森林を切り開いてできてるものですから、どういった被害が及ぶか、まだなかなか想定ができないかもしれませんが、本当にそういうことを考えながら、これから——そうですね、やっぱり基準、いろんなこれから建設基準等とですね、いろんな部署からやっぱり意見を出していただくのが一番本当に望ましいのかなと思います。

先日ありました、静岡県熱海の土砂災害ですね。あれも、結局は人工的なというか、人為的な構造、盛土っていうんでしょうか——したものが流れてしまったっていうことで、その基準が甘かったんじゃないかというふうなことで、行政のほうにも瑕疵があるような話が出てきてます。

こういうふうに、これ大丈夫だろうと思ってるようなところにも、今異常気象で、こんな豪雨災害とかありますので、まさかと思うことが起こってしまう、そういうふうなものに対して準備をするというふうなのもまた、これも行政として、それを考え抜いてやらなきゃいけない、そういう立場にあると思います。

もう、今までの災害とかを見ると、何かが起こって、誰かが犠牲になってやっと対応する、こういうふうな事例が本当に多いです。この前の熱海の件もそうです。

とにかく、行政として起こり得るかもしれないこと、そういうふうなのを本当にこう予知をして、そして対応していく。こういうことができないと、結局何か起こってしまったから、そして、それに後追いのように対応していくのであれば、結局、後からまた同じようなことをするとき、どんどん——例えば民間とかの方がもしそういう事故とかがあったときに、結局民間のほうに、こういうふうなことをしなさいっていうふうなマニュアルを作ったりして締めつけていく。そういうふうなもうサイクルになってしまって、やっぱりどうしても行政というのが、最初におこななければならなかったっていうふうなこと自体が、後からマニュアルを変えますとかいうふうなことでやって、後追いになっていくっていうこといっぱいあり

ます。

そういうふうな中で、どうしても被害に遭うというか、損害を受けるのは市民のほうなので、行政としては、それを市民のことを最初に思って、こういった決まり事や、それとか提言などですね、先手を打ってほしいと思います。

ことわざの中に、「愚者は経験から学び、賢者は歴史から学ぶ」という言葉があります。歴史というのは、ほかの人の過去を見て学ぶということなんですけれども、本当に行政として守らなければならないことは何なのか、行政というのは、住民の命と暮らし、これ第一に考えなきゃいけないと思うんですね。なので、それをベースにして、このたびのこともしっかり考えていってほしいというか、考えてください。

政治っていうのは、人の命、市民の命かかってます。だから、私たち議員もそういうふうな気持ちを持って、何かしら決めるときも、しっかりその先を見てやっていかなければいけない。そういうことは、いつも思いながらやっています。

このたびの風力発電の件も、そういう、最終的に被害を受けるのが誰なのか。または、誰か——損失を受けるというか、誰が一番損をするかということをしっかり考えて、逆算するような形で見ていってほしいと思います。

すみません、ちょっとぐだぐだになりましたけども、思いだけが、ちょっと先に出てしまうんですけども。

それで、風力発電に関しては、私、以前一般質問させていただいた公設塾に代わって、ちょっと自分の青春が何かこう、また、公設塾で青春頑張ったかなと思ったんですけども、ちょっと風力発電に関しては、大分興味を持ってきたので、また次の質問でもやっていきたいなと思っております。

で、私、共産党ですけども、これだけ批判をしてですね、批判ばかりじゃないかと、当然言われる方はいらっしゃると思います。

そこで、私は対案というか、美祢市において、再生可能エネルギー、こういった形がいいのかっていうのを少し考えてきました。対案というほどの——ほどではないんですけども。

ちょっと今、再生可能エネルギーということを考え直したときに、ちょっとふと何かおかしいなと思うことがありまして、例えば今、固定価格買取制度っていうのがあるんですけども、よく太陽光発電で売電って言われるやつですね。電気を買

ったり売ったりするっていうこと。これが今、太陽光発電とかメガソーラーの推進力になってるとは思います。また、家庭用の太陽光発電もそうです。

ただですね、それを売電して買い取る電力会社が、欲しい電力ではない場合に損失にならないように、これを補填する電気料金とかと一緒に付け加えられてます再エネ賦課金、再生可能エネルギー発電促進賦課金という分です。

これは要するに、売電によって買い取られる分を補填するように、皆さんが少しずつお支払いしている、住民の皆さん方がお支払いしているお金なんですけれども。これが今、8年連続でずっと上がってまして、今自体、1キロワットアワー当たり3.36円だったかな、本当に上がってきてる。だから、それに対して今度は、売電のほうはどうかっていうと、今しきりに言われてます、売電は価格が下がるよ、これから下がっていくよというふうに言ってます。

この再エネ賦課金が、その補填に使われるお金なのになぜかどんどん上がって行って、そして、こっちの売電価格が下がる。じゃあどうして、こっちが上がっていくのかっていうのを聞いてみると、これから、例えば再生可能エネルギーの風力発電とか太陽光を中心にしたそういった施設を造るために取っているんだと、そういうふうなお答えをいただきました。

ただ、私思うのは、風力発電、太陽光発電もそうなんですけども、その恩恵を受けて、売電で恩恵を受けてる方っていうのは、ほとんど——結構言い方悪いですけど、お金持ちの方が初期投資でドーンと太陽光をつけたりとか、それとかメガソーラーを企業がつけたりとか、そういうふうなことで、売電目的でやってる方は、それでそのお金がもう返ってくるような感じで。じゃあ、損してるのは誰かっていうと、自分たち太陽光発電を使ってない一般市民の方、再エネ賦課金だけをずっと支払いしてる感じになってるんですね。

じゃあ、どうしたらその不公平さというか——いうのがなくせるのかなと私思ったところ、結局大きな売電目的の施設ではなくて、個人の家にも、なるべく発電した発電用の蓄電池とか、太陽光パネル付き発電——蓄電池とか、そういったものを少しでも何か補助で取り付けてあげて、少しでも電気料金を下げてあげる。電気料金を下げてあげると再エネ賦課金も下がりますので、そういうふうにも実利というか、感覚的に、ああすごく助かったっていうふうな、そういうふうな施策はどうかなと思っております。

で、今美祢市では、蓄電池に対して補助金が創設されてると思います。たしか期間限定だったと思うんですけども、10万円を限度にだったかな——あると思います。それは、確かに個人の方がリフォームをするときとか、そういうふうなときに出される補助金であると思います。

ただ、電気っていうのをを使うときに、やっぱり使う方というのは、お店をされてるところとかは、やはり電気をよく使ったりするので、できれば、私は、お店を——商売をされてるところにもそういった補助金を設けて、少しずつ小さなダウンサイジングな再生可能エネルギーを少しずつ取り入れていけば、自家発電ができるということは自家消費もできて、そして、災害のときに、停電が起こり得るときに、自分のところで発電ができるという、本当に災害にも強いまちづくりにもつながっていくのかなと思うんですけども。

これはどうでしょう、個人だけではなく、お店とかにもそういった補助をつくって、まち全体をそうやって、個々で再エネできるような環境にしていくっていうのはいかがかと思うんですけども、これについて、御答弁をお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 山下議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、議員が先ほど、個人宅向けに太陽光蓄電池設置の補助金があるのではと言われましたけども、直接的な補助事業ではなくて、商工労働課でいえば、住宅リフォームの補助金の住宅の一体的な改修の中で、蓄電池についても補助の対象となり得るということですので、申し添えておきたいと思います。

御質問の件でございますが、本市では、現在、既存店舗に対する太陽光蓄電池の整備に対する直接的な支援は行っておりませんが、市外から移住して空き店舗を活用して創業しようとする事業者に対しまして、移住創業等支援事業補助金の活用により、機器整備の経費の一部について補助を受けることができるため、一体的な改修事業であれば、太陽光蓄電池の設置経費も対象になるものと考えております。

なお、市では、今申し上げました移住創業等支援事業補助金以外にも、ハード、ソフトの両面で、空き店舗を活用した創業支援をする独自の補助制度を設けております。

今後、再生可能エネルギーの活用に対する効果的な支援の導入につきましては、創業支援の充実化に向けた補助制度の見直しを行う中で、既存の商店に対する取扱

いと今後の商工業の振興につながるよう制度の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） そうですね、商い補助金ということで、再生可能エネルギーを身近にというふうなものでやっていく、僕の考えはそれです。

自然を本当に壊してまで太陽光パネルを取り付けたりとか、風力発電の事業所をですね——風力発電所を設置したりとかするのは、本当に再生可能エネルギーの恩恵を受けるために、要するに、これからの環境のために設置したものが、環境を逆に壊してる。この構図は、僕は美祢市にとっては、あまり望ましくないことかなと思います。環境を壊さずに、そして、住んでる方が本当に喜んでもらえるような再生可能エネルギーの在り方、これをもう一度ちょっと考え直す必要があるのではないかと私は思います。

美祢市におけるエネルギー問題、本当は、もう自分たちのところで全部発電できれば、もう送電線が要らなければ停電もないと、もう本当に理想のような自治体ができるのではないかと思いますけれども——私の浅い考えではありますが。

最後に、市長の再生可能エネルギーについて、御答弁いただけたらと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山下議員の御質問にお答えいたします。

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が、日本のみならず世界各地で頻発している状況下において、地球温暖化対策は喫緊の課題といえると思います。

本年6月に開催されました、国・地方脱炭素実現会議においては、2050年脱炭素社会の実現に向けた地域脱炭素ロードマップが取りまとめられましたが、このロードマップでは、地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組むために、地域脱炭素の行程と具体策が示されるとともに、国、地方自治体双方とも、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の1つとして位置づけ、必要な施策の実行に全力で取り組むとされたところであります。

また、ロードマップにおける重点対策の1つに、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電の導入が掲げられており、目指すべき絵姿・目標として、国と地方自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が

導入され、2040年には100%導入されていることを目指す、そのようにされています。

このような状況下において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指していくことは、本市といたしましても、行政、事業者、市民が一体となって取り組んでいかなければならない課題であり、再生可能エネルギーの導入は、地域資源を最大限活用し、地域経済の活性化、地域課題の解決に貢献できる取組だと考えております。

しかしながら、再生可能エネルギー導入により、周辺住民、地域住民や環境への影響等が発生する場合がありますので、地元の皆様はじめ、市民の理解がないまま進めることはできないものと承知しております。

私といたしましては、市民の皆様、関係者の御意見、お考えを把握しながら、今後の動向等を注視し、本市における脱炭素の取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） ありがとうございます。

これから再生可能エネルギー、脱炭素のためにということで、絶対に必要であろうかとは思いますが。

ただ、再生可能エネルギーの施設を乱開発する、これは筋が通ってないと思います。ですので、自然なものを改変してまで、そういったものを造っていくことは、ちょっとこれには1回しっかり考えて、行政としても、後から起こることをよく考えて対応していくものではないかと、また、いくべきだと強く求めます。

再生可能エネルギーの質問を通してやりました。本当に市民のために、行政運営していかなければいけません。それを、初心に戻って、これからやっていけたらと思いますし、またそう皆さんにはあってほしいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

〔山下安憲君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、13時まで休憩をいたします。

午後0時00分休憩

午後0時59分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、先ほど、岡山議員の一般質問に対する答弁について、一部訂正をさせていただければと思います。

岡山議員の一般質問の2番目のコロナウイルス感染症がもたらす観光事業への打撃と打開策についてに關しての2番目、感染症に対応すべき観光事業改革及び経営戦略についての答弁でございます。

御答弁させていただきました際に、一部誤解を招く発言がありましたので、訂正をさせていただきたいと思ひます。

今後のアウトドアツーリズムの促進に關する内容の部分でございます。

株式会社モンベルによる市全体のアクティビティに關するランドデザインに基づきましたというふうな発言をいたしました。このランドデザインは、現在発注を行い策定途上でありますので、完成はいたしておりません。申し上げたかったことは今後の戦略方針であり、このランドデザイン完成の折には、その内容に基づきアクティビティの造成を図るという意味でございます。

訂正しておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 一般質問を続行いたします。藤井敏通議員。

〔藤井敏通君 発言席に着く〕

○5番（藤井敏通君） 会派みらいの藤井敏通でございます。

今から、通告書に従いまして3つの質問をしておりますけれども、それを順番に質問させていただきます。

昼食後ということなので、皆さん眠くなるかと思ひますけれども、眠らさないように気合を入れてやりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず、最初の質問でございます。

新型コロナワクチンの接種の最新状況についてということで、これは、昨日の議会の冒頭、市長のほうから詳細の説明がございました——説明というよりも、報告がございましたので。そのとき言われました9月12日現在の接種率が1回接種され

た方が83.3%、2回をされているのが78%というふうに報告がございましたので。また、予定どおり10月末には希望者全員の接種も完了するというお話でございましたので、私としては非常に安心しましたし、本当にここまで持ってくるに、市長をはじめ市の職員の方々、あるいは医師会の方々、本当に大変だったと思いますので、改めてこの場でお礼を申し上げたいと思います。

ただ、1点だけ、この数字について確認をさせていただきたいと思います。

この83.3%ないし78.0%というのは、要は、分母が希望者に対してなのか、それとも、接種対象ということで接種券を送られたと思うんですけども、どちらなのかというのを非常に私としては気になります。ちょっと、この分母がどういう数字なのか教えていただきたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） 市長の御報告の中で申し上げた接種率の分母につきましては、接種対象者ですから、12歳以上の対象者の方に対する接種率ということになります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ありがとうございます。

いろんな事情があつて接種をされない方もいらっしゃると思うんですけども、今回のコロナを見ますと、やはり、今考えられる最大の方法というか、対策は、やっぱりワクチンを打つことだろうと思うので、本当1人でも多くの方がぜひ打って、集団免疫ができるようになればいいかなと思っております。ただ、当然のことながら、ワクチンを打てば副作用というか——ございますし、本当に高熱が続いたという方も存じておりますので、いろいろ御心配はあるかとは思いますが、自分がかからない、人にもうつさない。ワクチンの効果といえば、要は、かからない・うつさない・重篤化しないというこの3つでございますし、実際、今回のファイザーにしるモデルナにしる、もう実際、効果が90%以上というふうな数字も出ておりますので、ぜひ1人でも多くの方に打っていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいなと思います。

最初のテーマは、以上で終わります。

次に、美祢市の農業振興策についてお伺ひいたします。

市長は、かねがねというか、やはり、美祢市において農業は基幹産業というお話をされております。

基幹産業ということであれば、当然、それを振興して雇用の面、あるいは所得の面で、本当に美祢市の支えになるような、そういう振興策とか、当然、将来構想が
おありだろうと思えますので、まず、その点について、今どのような具体的なものか——どのような振興策を取られて、それを将来的にどうされようとしているのかというところをお聞かせ願えればというふうに思っております。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

通告では、現在の振興策とその実施状況とか成果ということでございますので、ちょっとまとめて御説明をさせていただければと思います。

本市の農業の状況でございますが、2020年農林業センサスから申し上げます。

販売農家数につきましては、前回は2015年でございますので、前回調査より48%減少の1,159戸、経営耕作面積につきましては、前回2015年調査より15.9%逆に増加の2,586ヘクタール、農業就業人口は25.8%減少の1,450人となっております。

今後、詳細な分析が必要ではありますが、農地の集積・集約化が進み、法人や認定農業者等による経営管理する農地が増える一方で、高齢農家が経営継承を諦めたり、家族経営農家などの離農により、こうした数値に及んだと推測され、依然として農業を取り巻く環境は厳しい状況にあると認識しておるところでございます。

農業振興策でございますが、このため、担い手の確保・育成や農業経営体の経営基盤の強化、農地の集積による生産性の向上、そして、安定的・継続的な農業経営が行われるよう農業所得の向上に向けて支援が必要だと考えております。

本市の具体的な農業振興の方針を、市内農産物の需要拡大の取組、新たな人材や経営体の確保育成、生産体制の強化、生産基盤の整備と資源の有効活用とし、各種のソフト・ハード事業を実施し、本市の基幹産業である農業の振興に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今、市長のほうから、美祢市における農業振興策ということで、担い手の育成とかいろいろ申されましたし、実際に、私も一農業者というか法

人でございますけれども、預かる者として、市のほうでいろいろ振興策が行われているというのはよく存じておりますが、先ほどのまず1番の——最初の農業の状況ということで数字でも示されましたけれども、2015年に対して2020年だったですかね、農業人口なりは、もうかなり激減していると。

実際、実感として、今、頑張っていらっしゃる70代の後半、80代の農業者、多分もう5年もすると離脱されるというか、そういうのがもう目に見えているかなと。

果たして、今まで従来どおりの、本当に支援策というか振興策が今後も有効であるかということ考えたときに、正直、私は非常に難しいんじゃないかなというふうに、実際に自分でいろいろやって実感として感じています。

例えば、法人の場合、ほとんどが米・麦・大豆をメインの生産物として、今経営をしているわけですが、御存じのように、麦は大幅に余ってて、今年は昨年よりも30%作付を減らすということになっています。あるいは、米も随分余っているということで、米価も2,000円ぐらいはもう落ちるかなと。そうなってくると、本当にもう農業でこのまま飯を食べるかという問題ですね。

よく、後継者の問題というのは、今までもずっと同じことが、もう何年来言われていますけれども、結局、なぜ跡取りがないかということになると、それは、農業では飯が食えないということに尽きると思うんです。

だから、振興策ということ考えたときに、何とか農業で飯が食えるというふうには、もうする。これを考えないと、本当に将来の農業というのは難しいだろうなというのが実感でございます。

そこで、このたび、5月に国のほうで、みどりの食料システム戦略という方針というか——が出されました。これは、菅内閣の目玉というか——の1つで、要は、2050年までにCO₂を排出をゼロにすると。この一環として、食料関係ですね、これを、CO₂をもう排出をゼロにしようということですね。この背景は、ただ単に日本だけじゃなくて、もう今、地球規模で見たときに、本当にもう取り返しがつかないような環境破壊というか——起こっておると。だから、異常気象というか、もう今や、本当に従来では考えられない、例えば今年だったら、もう5月の終わりぐらいに梅雨になったりとか、あるいは、お盆過ぎたらもうずっと雨だとか、こういうのも、ある意味異常気象というか、もうこれが日常なんだというふうな状況にまでなっているんじゃないかなあと。

要は、この限りある地球を、どう今から本当に人類が共生していくかという、そういう観点からCO₂、2050年までには、CO₂排出ゼロにするということでの農業部門の施策だと理解しております。

具体的に、農業部門に限って言えば、化学農薬を50%削減、化学肥料を30%削減、有機農業で——有機農業の取り組む面積、これを25%までアップと。今1%にも達していません。25%というと、日本でいえば100万ヘクタールに該当します。

このような、ある意味とてつもない計画を政府のほうが示したと言えますけれども、多分こういうことをやっていかないと、本当に今からこの地球がもたないという危機意識の下に、こういう話が出たと思うわけです。

私は、先ほど、今までの農業ではなかなか将来が開けないんじゃないかっていうことの危機意識を言いましたけれども、美祢市において、ぜひ、今、国のほうで旗振りをしてきています、このみどりの食料システム、これに基づいた、有機農業を核とした新しい農業ということ、美祢市でぜひやっていければなあと思っております。

美祢市での可能性を考えると、1つは、美祢市には美東ごぼう、秋芳梨、厚保くりと、いわゆる特産品がございます。これを、もし本当に有機という手法でもって生産することができたら、多分、今まで以上のブランド品になる可能性があるんかなと。

事実、美東ごぼうにおいては、本気でこの有機に取り組んでいる生産者の方もいらっしゃる。やはり、そういう人の取組を、ぜひ、点じゃなくって面として、美祢市としてこれを生かしていければ、非常に面白い将来というか、抱けるんじゃないかなというふうに思うわけです。

また、可能性の1つとして、この有機農業の場合のポイントは、やはり、いい堆肥というか、いい有機の肥料があるということだと思うんです。そういう意味で、今や、本当日本中に知れ渡ってます、梶岡牧場のヒューマスという有機の肥料というか、ぼかしというか、これがございます。この美祢に、そういうふうな本当に有機をやるにふさわしいような人もいるし、環境もあるということが、今後、この有機を核とした農業を振興していくっていうときに、大きな武器になると思っております。

それ以外にも、先ほど、点を面にと言いましたけれども、有機——有機といっても

いろいろ定義ありますけれども、完全にもう本当、無農薬・無化学肥料というふうなこと、あるいは減農薬・減肥料とかいろいろあるので、かなり広い意味があると思うんですけれども、そういう減農薬とかに取り組んでいらっしゃるエコファーマーも各地にいらっしゃると思います。

もし、こういう人たちが本当に共同で手を組んで技術を上げてということができれば、この美祿が、点から面への有機の広がりということができるというふうに思います。

ただ、有機と言いますと、非常に何かこうばら色みたいなイメージというか、健康食品——健康でとかいうイメージがあるかもしれませんが、実は、私自身も最近、この有機の農業ということに、実験段階ですけど取り組んでおります。ある理論に基づいて、いろいろやっとなんだけれども、なかなか理論どおりにはいかないというのが現実問題でございまして、やはり、一人一人苦勞してって、指導がちゃんとできるような体制がないと、なかなかやっぱりうまくいかないというのを実感しております。

そういう意味で、改めて市長に御提案というか——ですけれども、ぜひ、この有機ということを中心に、美祿で本当に新しい農業ということで取り組んでみてはどうかというふうに思います。

今回の、このみどりの食料システム、国のほうの農水省のほうからの予算請求でも、例えばみどりの食料システムの戦略の実現事実開発実証事業ということで65億円の予算を一応今要求していますし、同じく、みどりの食料システムの戦略の推進総合対策ということで30億円要求しています。これが、そのまま国会で承認されるかどうかは分かりませんが。

この、みどりの食料システム戦略推進総合対策というのは、具体的にどんなイメージかということ、地方公共団体がビジョンとか計画をつくって、それに基づいて、有機農業や再生可能エネルギーの導入とかに取り組む、そういうモデル地域ができたら、そこに交付金を出そうというシステムですんで、せつかく国が予算をつけてくれておりますので、ぜひ、これを美祿市でも取り組んでみたらというふうに思うんですけれども、その辺の市長のお考えというか、ぜひお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えしたいと思います。

私も、みどりの食料システム戦略、これに基づいた基本的な考えは、これに基づいた政策・施策——政策転換じゃないんですけど、基づく政策を打ち出す、施策を打ち出す、事業を打ち出す必要があろうかと思います。

今、有機農業のお話がありましたが、みどりの食料システム戦略、この中には、私はちょっと注目しているのは、日本型食生活の総合的推進であります、1つは。

今まで、どっちかというところ農業、農協・県・市農林課というふうに、生産者側に立った施策展開をしてきたと思います。これは、あくまでも国民の理解を得る、また、消費者の理解を得る総合的な推進施策でございます。

これに基づいて——これに基づくわけではないんですけど、和食大使で医学博士である服部幸應さんが今頃提唱されているのは、国内で取れたものを見直しましょうということ提唱されてます。

服部氏によると、そのまま原文のまま読み上げますと、「今から60年前の日本人は、米を年間225キロ食べていた。江戸時代は150キロ、そして現在は51キロ。江戸時代から3分の1になった。その代わり、パスタ・うどん・パンなど小麦粉を使った食べ物を食べるようになった。日本人として、日本の米をどう大事にするか考え直していただきたい。現在の日本の食料自給率がカロリーベースで38%、60年前は73%。東京オリンピックを境に大きく変わり、農業従事者は今や160万人。東京オリンピック前の9分の1、漁業従事者は28分の1の13万人まで減った。食料自給率は先進国で最低。こんな状態でよいわけがないので、私たちは、これから国内で取れるものに対する考え方をもう一度見直して、これを日本全体で消費するという食べ方を定着させなければいけない」というふうに言われているわけでございます。

したがって、農業振興のためには、例えば、食べ方の提案というのにも必要だろうと思います。

現に、日本人がサラダを食べ出したのは戦後からでございます。日本とヨーロッパは、火を通した食べ方が8割、生では2割。アメリカが逆に、生が8割で火を通した食べ方が2割というふうに言われております。したがって、野菜摂取量も足りてないということで、健康とリンクさせた戦略が必要だということを提唱されているわけでございます。

ですから、そういうアプローチも今後は必要ではなかろうかというふうに考えて

いるところでございます。

すみません、前置きが長くなりましたが、先ほど言われました有機農業を中心とした総合対策としての取組を推進しませんかという御質問に対する御答弁をさせていただきたいと思っております。

今、申し上げましたように、農業というのは、食料の安定供給をはじめ、自然環境の保全など多面的機能を有する産業、また、食の安全・安心や環境保全に十分配慮し、振興を図ることが重要と考えております。

こうした中、市民の農産物に対する安全・安心等のニーズや環境問題への関心が高まる中、環境保全型の農業をはじめとする環境負荷の低減につながる取組を考えていく時期にも入っているわけでございます。

この動きを後押しする取組として、先ほど藤井議員が御紹介された、みどりの食料システム戦略があるわけでございますけど、この戦略においては、2050年までに化学農薬の使用量半減や、有機農業取組面積を25%へ引き上げるなどの方針を示しており、より脱炭素社会の実現に向けた農業施策を打ち出しております。

本市におきましても、環境保全型直接支払交付金事業により、自然環境の保全に資する農業生産活動や生産工程管理手法などの環境保全に配慮した取組に対して支援を行っているわけでございます。

こうした取組も含め、令和2年度においては、市内で有機農業の取組のほか、化学肥料・化学農薬の5割低減に緑肥の作付や秋耕を組み合わせた取組を約20ヘクタール実施されているところでございます。

このほか、市内において昨年4月時点では、法人を含む48名の方がエコファーマーとして認定され、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産を計画され、環境に優しい農業を実践されており、その取組の1つとしては、議員の皆様方も御承知のとおり、農薬・化学肥料の双方を50%以上減らして栽培された特別栽培米である「美穂のかほり」がJA山口県美祢統括本部を通して栽培、販売されております。

一方で、藤井議員も言われましたように、有機農業は通常の栽培方法に比べて多大な労力を要すること、労働時間の増加、収量の減少のリスク、有機農業に適した種苗の確保、より厳しい土壌管理等への対応が必要となっております。

また、生産コストに見合う価格で取引してくれる販路の確保・拡大、収量、品質

を確保できる栽培技術の確立等、様々な課題を有しております。

以上のように、高い技術力を要し、所得の確保が不安定な有機農業は、栽培経験を重ねるなど段階的に取り組む必要があります。

まずは、先ほど申し上げました課題を一つ一つ解決していき、有機農業の基本的な知識の習得や、少しずつ実践活動を広めることが重要であると考えております。

こうした一方、意欲が高く、一定の農業技術を有する法人等を含む農業者に対しましては、農業生産工程管理であるJGAPの認証取得を進めることも、今後の農業経営はもとより、食品の安全を守っていく上で有効な手段と考えております。

これらに加えまして、市といたしましては、県の推進方策に則し、誰もが有機農業を身近に感じることができるような環境をつくれるよう、本年度末をめどに、本市の有機農業推進計画を策定し、国の補助制度を活用しやすくすることで、有機農業の取組の意識醸成を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ただいま市長のほうから、今年度末をめどに有機農業の推進の計画をつくっていききたいと、こういうお話がありました。

ぜひ、やっていただきたいんですけども、具体的に、じゃあその計画をどういうふうにつくって推進されるかっていうか、そのところが、やはり、いまいち見えてきません。

例えば、何かやっぱり計画をつくるにしても、それなりの協議会なりっていうか、あるいは専門家の意見を聞いたりということもあると思うんですけども、そのところは、この有機農業推進の計画というのは、どういうふうな体制っていうか、どういうふうにつくられようとしているのかということ、ちょっと聞きたいな—お聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） それでは、御質問のほうにお答えいたします。

美祢市としての有機農業の推進計画は、市長が言いましたように、今年度末を目指して策定しようと考えております。

その策定方針でございますが、山口県のほうでも、有機農業の推進計画というものを策定をしております。こちらのほうにいろいろと御教授をいただきながら、ま

ず、担当部局として、その方向性等を明確にし、素案づくりということに着手をしたところでございます。一定の素案ができた段階で、当然これは我々行政だけでは出し得ることではありませんので、計画倒れになってはいけませんので、当然、その段階で農業関係の組織、あるいはエコファーマーの方、有機農業を実際にされている方、畜産関係の方等も含めまして、御意見をいただく場は設けた上で、それを反映して最終的には計画をつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） どうもありがとうございました。

この計画をつくるということにつきまして、この春、竹岡議長のほうからの御提案で、議員としてもというよりも、議会として自主研究テーマを設けて、積極的に行行政サイドのほうにも提言していこうじゃないかということになって、具体的に、各チームでテーマを決めて、それを調べて研究して、報告書にまとめてと、こんなような今取組をしております。

我がというか、私の会派のみらいでも、自主研究テーマとして、美祢市の未来農業の創造ということで提言をまとめようかなあというふうに、今しておるところでございます。

この未来農業っていうことを考えたときに、ポイントは大きく分けて2点。

1つは、生産面。すなわち、有機農業というか、有機を核とした生産。すなわち、先ほど点から面へと言いましたけども、この美祢市を有機の里というふうな感じで、本当に山口県、あるいは日本でそういうのをやっているなっていうようなところにしたいたいということと。

もう1つは、先ほど市長のほうは、需要サイドっていうか、生産サイドだけじゃない、需要サイドで需要をどう掘り起こしていくかという話をされましたけれども、私は、もう1つは、六次産業化というか、いかに有機の作った作物を加工するなり、あるいは販売ですね、市場を実際に自分たちで確保していくという、そういう2面からのやっぱり取組が必要だろうというふうに考えています。

具体的なイメージとしましては、有機農業ということ、農業振興の柱ですね。それを地域として、面として取り組むということで、先ほどから議論にもありますように、有機農業といえ、本当に既存の今の化学肥料使って、農薬使ってという

既存の農業に比べると、本当に手間暇かかると思いますし、有機農業としての理論というか、これに基づいて、やはり、きちんと組織的に普及、実践していかないとなかなか難しいと。

事実、有機をやりたいということで、田舎に行って取り組むんだけども、結局二、三年でやめてしまうという事例が多いです。それは、その地域で、本当にしっかりした理論に基づいて普及、指導、そういう体制ができてないからだと思うわけです。

だから、やはりそういうきっちりとした理論に基づいた組織的な普及と実践というのがやっぱり必要であろうということと、これをやるには、先ほど、計画を今年度中につくるにあたって、県のモデルというか、それをベースに事務局のほうで素案をつくられて、素案ができた段階で関係者に意見を聞くと、西田部長のほうからありましたけれども、やはり協議会というか、これを設立してやっていく必要があるんじゃないかなと。生産者団体・行政・JA・農林事務所、あるいはそこに消費者も入れてということで。

そして、何よりも有機農業のキーとなる堆肥ですね。これを堆肥センターを造ることが非常に大事だろうと。

ただし、ただ単に堆肥センターではなくて、今求められているのは、本当にその農産物なり、あるいは堆肥が品質的にしっかり安定したものなのかどうなのかという分析。これをしっかりやって、こういうものですよというのが分からないと、なかなかやっぱりそれを理論づけてやろうということも難しい。

すなわち、堆肥センターと分析センターというのが併設、一体となって運営できる、こんな堆肥センターでないと意味がないというふうに思います。

それで、後できたものを加工して、そして販売ルートっていう意味では、やはり地産地消というか、直売所、あるいは農家レストランというふうなことを、この美祿に造って——造る、そして、それを消費するという、そういう場を造っていく必要があるかなというふうに思います。

それで、具体的にちょっとイメージが、なかなか分からないと思いますので、堆肥センター、先ほど申しました分析センターと併用の堆肥センターということで、ちょっと私が以前作りましたイメージ図がありますので、それを見ながらちょっと説明をさせていただきたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 分かりました。ちょっと待ってください。議場内のタブレッ

トに配信しますから。

○5番（藤井敏通君） 今、お手元に配信していただいたと思うんですけども。

これが、美祢市というか、地域資源循環型農業の振興による地域農業全体の活性化というふうなことで、分析センターを核とした堆肥センターの創設と。

実は、私がこちらに——地元に戻ってきたのが、56年——ごめんなさい、平成26年の暮れだったんですけども、その次の年の27年に、当時議長をやってらっしゃった秋山議長のほうからちょっとお話があって、何か美祢に対して提案というか——ないかっていうお話を頂いたもんですから、ちょっとザザザッとこう作ったものがこのイメージ図でございまして、とにかく、ポイントは地域農業全体を活性化したいなど。そのために、とにかく農業と畜産というか、それを——資源を循環させるっていうこと。そして、堆肥を、そのベースとなる堆肥センターを造って、分析センターを併設してと。で、ぐるっと資源を回すということで考えたイメージでございまして。

まず、各生産者、あるいは堆肥の原料となりますいろんな資源ですね。生ごみとか、あるいは畜産のところから出るふん尿、あるいは森林資源を使って出てくる廃菌床とか、あるいは公園とか河川から出てくる草木、あるいは残渣。学校給食とかから出てくるそういう残渣ですね。こういうのを堆肥の原料として堆肥センターに集めて、しっかりどういうものかというところの分析をして、完熟堆肥っていうか——にして、また土づくり、あるいは、公園とかいうことであれば花づくり、あるいは畜産される方には、これを敷布というか——というようなことで、ぐるぐる回したいなどというのが、このイメージでございまして。この当時と、正直それから今、いろいろ有機についても勉強して、完熟堆肥というよりも、むしろ中熟堆肥のほうが望ましいとか、いろいろ勉強は今してるんで、この6年前と比べると、ちょっとこの図も変えんといかんのですが、考え方として、とにかくやっぱり資源を回して豊かな土壌を作って、いい作物を作って、それを消費者に届けたいと、こんなようなイメージです。

これを運営するというか、やるにあたっては、まず、行政にプランニング発信基地という役割を担っていただきたい。当然、大学とか、あるいは県、国と、そこでいろいろ協議をしていただきたいということ。

さらに、農林事務所、あるいはJAの山口の——このときはまだJA山口美祢、今は

もうJA山口県になりましたけれども。要は、JA、あるいは森林組合、こういう関係機関とも連携をして、安定した原料、安定した堆肥を作るということにしたいなど。

分析センターのところから矢印が出ているんですけれども、要は、分析っていうことで、この原料とか堆肥をただ分析するだけではなくて、できている作物についての成分分析とかもやるということが、今からは望まれると思うんですよ。

やはり、消費者にとってみれば、確かに、これが間違いなく栄養価の高いものであるかどうかというの、やはり証明・分析をしないと分からないと思いますので、そういう意味で、この分析センターというのは、単に堆肥を分析するというんじゃなくて、もっと作物とか、あるいは環境のというふうなことでやっていきたいというふうに思います。

というのが、私が以前勤めていた某化学メーカーは、この分析技術においては日本一です。実際に分析センターを持っています。やはり、治験とかいうのも、ぜひ今、こちらのほうに協力していただいて、こういう分析センターも造っていききたいというふうなのが、会派みらいでテーマに挙げました、美祢市の未来農業の創造の1つのイメージです。

だから、この堆肥センターだけでなく、ここに本当に生産、加工、販売ということで、そのプレーヤーを落とし込んで、それがどう有機的にいくかということ。

ぜひ、今度市のほうでおつくりになろうとされてる有機農業の推進計画に反映させていただければなというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

農業について以上ですが、何か市長のほうから、付け加えるか何かありますか、ぜひコメントをお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えします。

まず、藤井議員のこういった積極的な取組に対しまして、本当に敬意を表する次第でございます。

いろいろ御提案していただきましたことを、本当に感謝申し上げるわけでございます。

市といたしましては、有機農業の今後の進め方について、研究会とか勉強会等の機会を設け、意見を——意見とか要望を募るとともに、先進事例とか課題の整理を行って、市としての方向性について検討してまいりたいというふうな段階でございます。

ます。

今、御提案いただきました将来に向けての構想、これも踏まえて、何ができて何ができないかという課題の整理も見えてくるかと思imasので、まずは市といたしましては、きちっとした勉強会・研究会、そういうのをやっていきたいというふうを考えております。

その後、きちっとした将来の方向性が見えてくるんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ありがとうございます。

ぜひ、会派みらいも勉強会やるつもりですんで、一緒にやらせていただければと思います。

次に、あともう10分ですけれども、第3番目のテーマであります、林業の振興策について、お尋ね申し上げます。

先般、8月24日の山口新聞に「美祢市の市有林の活用シイタケ栽培、美祢市と振興会が協定を結ぶ」という記事がございました。

私、この記事を見まして、ようやく市も、市の財産を有効に積極的に使うということで動き始めたんだなということで、非常にいいことだなというふうに感じました。

実は、美東町にいて知らなかったんですけども、クヌギの木が8ヘクタールも植えてあるということなので、ぜひ、本当にこのクヌギの木、原木シイタケということで、有効に使っていただければということと同時に、美祢市にも、原木シイタケだけじゃなくて菌床シイタケを作られている皆さんいらっしゃいます。どうしても、その原料となりますおがくず——おが粉というんですか、それを、もし美祢で、例えばこのクヌギの市有林を使って自給できれば、多分、コスト低減にもなるでしょうし、何といたしまして、それで新たな雇用とかも生まれるんじゃないかなというふうに思うんです。

それで、せっかくこのクヌギを有効に使うということであれば、これのもっと利用拡大、例えば、菌床の原料ということで、有効に——さらに有効に使うとか、そういうことが考えられないかどうかということで、まず質問させていただきたいと

思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えしたいと思いますが、その前に、先ほどちょっと御案内いただきました自主研究——会派みらいの自主研究テーマの参画——参加の御案内でございますけど、これにつきましては、ちょっと議長と相談をさせていただければと思います。

それでは、藤井議員の御質問にお答えしたいと思います。

最初に、ちょっと市有林について御説明させていただきます。

市有林の面積につきましては2,667ヘクタールで、市有林のうち約70%は人工林で残りの30%が天然林でございます。これらの市有林につきましては、森林経営計画に沿って更新伐や間伐など適切な保育施業を実施し、自然環境の保全の推進を図っているところであります。

本市は、もともとシイタケ生産の盛んな地域であります。データによると、山口県一の産地でございます。山口県産のシイタケの半分は美祢市産でございます。

そして、クヌギ造林地ではシイタケ原木としての利用適期を迎えつつありますことから、この貴重な森林資源の循環利用を通し、原木シイタケの生産振興を図るため、本市と美祢市原木椎茸生産振興会では、市有林の管理活用に関する協定を締結したところでございます。

ここまでは、先ほど議員が言われたことでございます。

なお、付け加えますと、シイタケ生産者グループが市有林をフィールドに原木シイタケの生産振興に向けた様々な活動を展開するため、市と協定を締結する取組というのは、県内の初めての事例でございます。

御質問の菌床シイタケの原料としての活用についてであります。

菌床シイタケにつきましては、広葉樹を活用したおが粉に、米ぬか、ふすまなど栄養剤を混ぜ固めたブロックにシイタケ菌を植付け、温度・湿度管理された施設内で栽培されるものであります。

原木シイタケ生産と同様、菌床シイタケ生産においても、原料としてクヌギ、ナラ類の広葉樹が必要でありますことから、原木シイタケと同様に市有林の有効活用を図るということは、大変望ましい動きであると考えております。

具体的にどういった活用っていうのが、まだ御意見、御要望を聞いておりません

ので、まずはどういった活用という御提案をいただき、本市としましては、そういう生産者のネットワークをつくっていただくなど、活用に向けた組織・団体をまずは形成してつくっていただく必要があるのではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 森林資源の有効活用というか、有効利用ということでは、この2月——3月に成果報告書を公表されています。木質バイオマスの熱利用面的導入実行計画策定事業というのがございますですね。これは一応、今年度中というか、ロードマップも計画表の一番最後のページにございますけれども。私は、やはりこれは非常にいいアイデアというか、積極的にやっぱりこの森林資源を生かすという意味で、非常にいい試みだと思うんですけども。この事業が、ちゃんと工程表どおりいってるかどうかというか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

木質バイオマス熱利用面的導入実行計画策定事業でございますが、昨年度に実施いたしました、秋吉台をはじめ、地域の森林、自然環境、景観の保全に資する地域循環型の木質バイオマス活用を推進するための実行計画の策定であり、この事業の成果報告書につきましては、サイドブックに掲載しておりますので、議員の皆様方には御覧いただいていることと存じます。

今年度は、成果報告書記載のロードマップに基づき、カルスト森林組合や山口県美祢農林水産事務所、庁内の関係課で組織する美祢市木質バイオマス利用推進協議会において、着実な事業実施に向けた審議を継続して行っており、関係者間の連携を図りながら、この事業の実現を目指した取組を進めているところであります。

取組の内容を具体的に申しますと、まずチップの生産体制につきましては、カルスト森林組合が中心となって行うこととしておりますので、カルスト森林組合と関係者において協議を行うなど、そのための準備を行っている状況にあります。

次に、チップ生産の拠点整備につきましては、トラックスケールや重機の共用が可能であることから、昨年度の成果報告書においては、カルストクリーンセンター隣接地で整備することとしておりました。

しかしながら、施設整備のための調整を行う中で、建築基準法等の基準をクリアするための経費が別途必要であることが判明し、事業費が当初の想定よりも大幅に増えることが見込まれるため、現在、一部内容の見直しを行っているところでございます。

また、パイロット事業である景清洞トロン温泉へのチップボイラ導入につきましては、既存配管等の設備が老朽化していますことから、工事内容の精査が必要であるため、国の交付金等財源を最大限に活用できますよう、スケジュールの若干の見直しを行っている状況にあります。

今後の見通しといたしましては、令和5年中のパイロット事業の運用開始を目指しており、そのための取組を目下進めているところでございますので、引き続き、市民の皆様をはじめ関係事業者の皆様の御理解をいただきながら、事業実現に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 森林資源の有効利用ということに関しまして、森林環境譲与税が、たしかもう今年度から、あるいは来年度からだったですか、支給されますよね。だから、この金額って、かなり太かったと思うんですけど、何かどのように有効利用というか、これをお使いになろうとしてるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 森林環境譲与税についてでございます。

税につきましては、すみません、資料がないので明確ではありませんんですけども、2年前からだと思いますが、既に税としては市のほうに入っております。

この税の使い道として、大きな目的としては、森林整備、そして担い手の育成、そして情報発信等ですね、こういったような大きな3つの柱の下、事業をそれぞれ細かく展開していくということになっておりまして、今年度も、新規事業として、林業振興に対しては細かく農林事務所の森林部とも協議をしながら、新規事業を予算として組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ありがとうございます。

農業振興にしても、林業の振興にしても、ぜひ、本当にこの美祢という土地柄を考えると、やはり、主力というか、この農業・林業、これの振興が本当にこの将来の美祢の存立に関わってくると思いますので、ぜひ、先ほど約束というか——していただきました計画の作成なり、有効利用等について、可及的速やかにしっかりやっていたきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔藤井敏通君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、2時15分まで休憩をいたします。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○13番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。

コロナ禍における市及び市立2病院の取組についてお尋ねいたします。

コロナ危機から市民の命を守る対策について、新型コロナウイルスの感染症が世界的に拡大し、日本の都市圏では、呼吸困難になって救急車を呼んでも搬送先がなく、自宅療養を余儀なくされるという深刻な医療崩壊が起こっています。また、自宅療養で家族全員が感染するという深刻な事態も起こっています。

最近、子どもへの感染、重症化の増大が見られ、危機感が——危機感や不安が広がっています。幸い美祢市では、都市圏ほどの状況ではありませんが、油断はできません。コロナに感染したとき、入院して治療ができるかどうか不安です。医療崩壊などの記事、報道を見るたびに、美祢市の状況はどうなのだろうかと思うのです。

政府の方針は、原則、自宅療養としていますが、美祢市は、この方針に従われるのでしょうか。

もしも、交通事故や脳血管障害など、緊急な病気で——病気が発生しても、病床

がいっばいで診察を断るといったケースが出てきたとき、市民の救える命も救えないということがあってはなりません。市民の命をどうやって救うのか、喫緊の課題です。

山口県内でのコロナ感染の患者の発生は、県が事態の把握や入院調整を主導しておられるようですが、美祢市の状況と併せてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の新型コロナウイルス感染症から市民の健康と命を守る対策についての御質問にお答えいたします。

我が国における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、特に8月以降において、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域が追加されるなど、感染力の強いデルタ株を中心に全国的に感染が急拡大しており、感染拡大に歯止めがかかっていない状況が続いております。

本市におきましても、感染者が散発的に発生しており、本日まで37名の市民の方の新型コロナウイルス感染が確認されています。

感染者が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、国及び地方公共団体は、必要な措置を講ずるようになっております。

この法律において、入院、療養に関する勧告や措置に係る主体は山口県となっており、本市は宇部環境保健所の所管となっております。

また、山口県の感染状況は、クラスターの発生等により、8月25日からステージ4へ移行しております。

モニタリング指標における確保病床使用率、入院率、療養者数などにおいて基準を超えている状況であり、医療提供体制に大きな負荷がかかっていることがうかがえます。

議員御質問の病床確保、病床使用状況は、依然として厳しい状況であるというふうに認識しておりますが、山口県では、特に山口県におかれましては、県民の健康と命を守るため、協力医療機関及び病床数の確保、及び宿泊療養施設の増強など、良質かつ適切な医療提供体制を維持するために鋭意御努力されておられ、本市の2つの市立病院も病床を提供しているところであります。

本年8月2日に開催されました、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制に関する関係閣僚会議において、重症患者は自宅での療養を基本としたのは、東京を中

心に急激な感染拡大により、医療体制が逼迫した地域についてである旨の首相発言であり、山口県では、入院が必要な感染者が入院できなくなるような環境を阻止するため、感染拡大防止策としてのデルタ株感染拡大防止集中対策に取り組まれており、本市においても、県と対策の歩調を合わせ、徹底した感染拡大防止、感染予防対策に努め、県民・市民の命を守ることをしております。

市民の皆様には、日常生活の場面において、引き続き感染予防対策の基本となるマスクの着用、手洗いの励行、手指消毒、3密の回避及び十分な換気を徹底していただきますとともに、行動面として、県外への往来や不特定多数での飲食などを自粛していただきますことにより、感染のリスクを回避していただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） 美祢市においては、入院——自宅療養ではなく、入院ができるということで安心いたしました。

次に、大規模なPCR検査の実施についてお尋ねいたします。

感染を抑制できない原因として、無症状者の感染者をなかなか特定できないという問題があります。感染拡大を絶つためには、大規模なPCR検査を、いつでも、誰でも、何度でも、無料で行うことです。特に、医療機関、福祉施設、学校、保育所の検査が必要です。普通に日常生活を送っている無症状の陽性者の早期発見・保護・治療する体制を取ることも重要だと考えます。

広島市では、飲食店・医療機関・介護事業所など、無症状の従業員や関係者の方を早期発見・早期保護・早期治療の体制を整えて、大規模な検査に取り組んで成果を上げられておられるようです。

大規模検査は、感染者をいち早く発見し、感染の連鎖を断ち切る、緊急かつ有効な対策と考えます。

美祢市も、市民の命をコロナから守るために、独自の取組についてどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） 大規模なPCR検査についての御質問にお答えをいたします。

現在、本市での検査体制は、市内医療機関からの依頼を前提とした地域外来検査センターでの検査が可能となっております。少なからず感染の疑いがあるといった理由による公費負担の行政検査であります。

また、なお、一部の市内の医療機関においては、自由診療として自己負担により検査を受けていただける状況でもあります。

それと、山口県におかれまして、人流が増加する時期や感染拡大が懸念される時期において、県民の方を対象に緊急集中PCR検査なども行われ、感染拡大を未然に抑え込むという意味では、早期検査の体制が有意義であると考えております。

議員御質問の本市独自の取組についてですが、本市の感染状況は、他市に比べ、比較的小人数事例が散発している状況であり、幸いクラスターの発生等の確認はされていないのが現状です。

議員が一例を挙げられた広島市では、広島県が緊急事態宣言区域に指定されており、市中感染が爆発的に拡大している中で、緊急的な対処施策の一例であると考えております。

本市での感染の状況を踏まえますと、現時点では、現在の検査体制で感染拡大防止対策は一定の効果を発揮していると考えられ、今後、市中感染が広がるような兆候があれば、独自の検査体制の構築を含めて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） 今、現在の検査体制をとということなんですが、自己負担でPCR検査を受けているということなんですが、自己負担が——これをちょっと私はいろいろ調べたんですけど2,000円から3,000円というところもありましたし、2万円から3万円という情報も聞きましたが、当然、これは保険が利くと思うんですが、今は——今まで自己負担でPCR検査を何人かされたと思うんですが、自己負担幾らだったんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

自由診療の場合の自己負担のことだと思いますが、抗原検査ですと約——ほとんどの医療機関で3,000円から5,000円ぐらいの間だと思います。

PCR検査になりますと2万円から約3万円ぐらいの間で検査をされておる医療機

関が多いのではないかと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） 幸い美祢市では、今コロナがあまり感染してなくて、本当に幸せと思いますが、いつ発生するか分かりません。そんなときは、いつでも、誰でも、何度でも、無料で受けられるような体制をつくっていただきたいと思います。

検査費用の問題も議論になろうかと思いますが、ぜひPCRの定期的検査の実施に踏み切って、市民の命を守るとともに活力ある経済活動ができる、そして、安心して暮らせる美祢市にしていきたいと思っています。

次に、新型コロナウイルス感染症の生活補償についてお尋ねいたします。

PCR検査で陽性者が見つかった場合——陽性者があった場合には、病院で治療——療養や治療が必要になります。その際、医療費は基本的には全額国費が充てられますが、療養期間中は働くことができません。退院しても2週間ぐらいは働けないと思います。非正規雇用の方やアルバイト的な雇用の方、働かないことには収入につながりません。国民年金で国保加入者は生活に厳しいものがあります。

こうした方々が完全に治るまで安心して療養できるためには、生活費の補償が要ります。傷病手当の支給がありますが、これは事業主の証明が必要です。事業者の証明がもらえるところはいいのですが、シフトの空いたとき——シフトが空いたときにパート的に出て働かれるという方もあるのではないかと思います。こうした場合の方は証明が出ないということがあるのではないかと思います。この方の救済はどうなるのでしょうか。

また、6月議会で、傷病手当の支給について期間が延長されました。再度9月30日まで延長されたと聞きますが、コロナの猛威はまだ収まっていません。支払期間——傷病手当の支払期間ですね、支給期間がいつまで延期されているのでしょうか。75歳以上の後期高齢者の方も同じことが言えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをいたします。

その前に、ちょっと誤解があってはいけないので、PCR検査の件について追加で御説明させていただきます。

県が行っております地域外来検査センター、及び県が行っております緊急集中PCR検査については、これは自己負担が要らない無料となっておりますので、説明を追加させていただきます。

それで、先ほどの御質問の新型コロナウイルス感染者に対する生活補償についての御質問にお答えをいたします。

初めに、傷病手当金について御説明をいたします。

美祢市国民健康保険に加入されている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、また発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間——4日目以降からになりますが、傷病手当金の支給、これは給与収入の3分の2を受けられるというものであります。

しかしながら、傷病手当金の支給手続には、所定の申請書を提出していただく必要があります。

まずは、罹患された被保険者で、世帯主が異なる場合は別途世帯主からの申請書が必要となり、加えて勤務条件や勤務状況等の確認が必要となりますことから、事業主の証明、また医療機関にかかっている場合については、医療機関からの証明が申請書には必要となります。

次に、支援対象期間についてですが、議員御指摘のとおり、令和3年9月30日までの期間でありましたが、厚生労働省保険局より、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間についても同様の支援をする旨の通知を受け、本市におきましても適用期間を12月31日までとしておるところです。

この支援対象期間については、国において感染状況等を踏まえ、段階的に延長されているところであり、引き続き、動向には注視していきたいと考えております。

最後に、後期高齢者医療の被保険者に対する支援についてですが、国民健康保険と同様に傷病手当の支給があります。

なお、美祢市国民健康保険並びに後期高齢者医療における被保険者への傷病手当金の支給状況についてですが、現在まで、支給あるいは申請及び相談等については受けておらないという状況となっております。

傷病手当金の支給につきましては、市報8月号、あるいは市ホームページで御案内しておりますので、そちらを御覧いただくか、直接市民課までお問合せをいただければと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） 今は、この傷病手当に当たる人が誰もおられないということで、まず安心でよかったと思うんですが。

あれですか、私が聞きたいのは、事業主の証明が出る方はまずいいとして、さっきも言いましたけれど、出ない。でも、必要な書類が医師の診断書と何か3個ぐらいありましたよね。事業主のがなくても、医師の診断書とかがあればオーケーなんですか。

それと、もう1点、ちょっと——それについてお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど御説明申し上げましたが、勤務条件とかを判断するために、事業主の証明は必要となります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） 次の国の医療——地域医療構想への対応についてお尋ねします。

政府は、都道府県に地域医療構想を策定させ、高齢化が最初のピークを迎える2025年までに、高度急性期と急性期の病床を約20——20万床削減する方針を決めています。この推進のために、公立・公的病院を統廃合する病院の名前を発表しました。

政府は医療費削減のためにはどうするのか。まず、医師を少なくすれば医療費が削られると考えました。そう考えて、医師・看護師養成所などを少なくしています。その結果、今は医療機関は、医師・看護師不足で悩んでいます。

政府は、病床を少なくすれば医療費を削れるとも考え、今回、医療法等改正法——内容は病床削減推進法なんですが、これを今年の5月に成立させています。政府は社会保障の充実のためと言いながら二度も消費税を増税して、その得られた財源で病院の統廃合・病床削減の推進の財源に使うということは、到底許せません。

この法律には、ほかにもまだ医療——医師の時間外労働の上限を年間1,860時間に容認するなど、とても容認できない内容がありますが、これはちょっと置きまし

て、また次回、機会があるときに詳しくお尋ねしたいと思うんですが。まず、病床削減の推進の財源に使うということは——消費税を使うということは、本当に消費税を払う私たちにとっては納得いかないものです。

コロナ危機の下で、病床が足りない、医療崩壊の危機が起きている状況で、抜本的な強化が求められている今、医療提供体制を逆に縮小、弱体化させるときではありません。市民の健康と命を守るために、病床削減政策をやめさせ、地域医療の再生と拡充を図るべきときです。市民の命のとりで、美祢市の市立病院と美東病院は何としても守るべきです。お考えをお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと答弁の前に、ちょっと休憩取らせてください。ちょっと三好議員、暫時休憩いたします。

午後 2 時39分休憩

午後 3 時14分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

途中で休憩取りましたんで分からなくなりました。4番目の国の地域医療構想への対応についてから質問してください、恐れ入ります。三好議員。

○13番（三好睦子君） 4番目の国の地域医療構想の対応についてお尋ねします。

政府は、都道府県に地域医療構想を策定させ、高齢化が最も——最初のピークを迎える2015年までに、高度成長期と急性期の病床を約20万床削減する方針を決めています。この推進のために、公立・公的病院を統廃合する病院の名前を——424なんです、今回は436に上がっています。こうした名前を発表していますが——発表しています。

国会でも——国会においても、2021年度の予算では、自主的な病床削減や病院の統廃合による病床廃止に取り組む際の財源支援を実施するために、2020年度の予算の2.3倍に当たる195億円の予算を計上しています。その財源として消費税をすることを盛り込んだ——消費税をすることを盛り込んだ医療制度改革法案が、5月ですね、5月21日に参議院議員の本会議で可決、成立しています。

そこで、共産党の見解なんですが、共産党は、以前に8%、10%と上がった消費税、この一部を使って得られ——その消費税を使って得られた財源で、病院の統廃合を推進する財源に使っているということなんです。このことは、到底、共産党と

しては、とても許せません。

この法案の中には、先ほども述べ——法案の中には、医師の長時間労働を固定化するという事柄も含まれています。そして、年間ですが1,860時間を容認すると、時間外労働ですね、これも容認すること、そういうことも盛り込まれております。

こうしたことが、福祉のために使うといった消費税が病院を削減するために使われるということは、共産党としてはとても許せませんということを申し上げたいのです。

コロナ危機の下で病床が足りない、医療崩壊の危機が起きている状況で、抜本的な強化が求められている今、医療体制——医療提供体制を逆に縮小、弱体化させるときではないと考えます。

市民の健康と命を守るために、病床削減政策をやめて、地域医療の再生と拡充を図るべきです。市民の命のとりで、美祢市の市立病院と美東病院は何としても守るべきです。お考えをお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

財源の消費税に関しましては、ちょっと答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

全国一律の病床数削減、また、急性期病床の削減が具体的に示された場合、この部分は、本市といたしましては同調できない、地域の実情が十分反映されるべきだというのが基本的な私の考えでございます。

病床数削減、ベッド数削減——病床数削減とか病院数削減、私は思いますに、やっぱり背景には、日本の医療とやっぱり国際比較があろうかと思っております。

人口1,000人当たりの病床数は、先進7か国では圧倒的に多いということと、急性期病床はOECD加盟国平均の2.2倍、病院数はアメリカの1.5倍、これらが根底にあるんじゃないかなとは思っております。

過去の全国一律の医療政策が本市にとってどうだったかっていうことは、検証する必要があるのではなかろうかと思っております。

昭和36年に国民皆保険制度が実施されます。で、昭和40年から深刻な医師不足が叫ばれるようになってきます。昭和44年に無医大県解消策というのが展開されるようになります。この具体的な部分は、全国に——全国の各都道府県に医育機関、い

いわゆる医学部を設置していこうという動きでございます。その結果、昭和56年に琉球大学医学部が設立されて、ある程度、国の目標値を達したわけでございます。

しかしながら、昭和58年のいわゆる「吉村レポート」という、社会旬報に掲載されたわけでございますけど、これが医療費亡国論でございます。医療費が国を滅ぼすという考えでございますが、当時、昭和61年、厚労省は——当時は厚生省は、やっぱり医療のそういう供給が需要を喚起していくことも否定できないということで、一転して医学部の10%削減に走るようになります。これが当面の間続いていきます。この間、1万5,000人の医師養成が見送られたということでございます。

したがって、もう昭和29年から設立されている美東病院は、本当に苦しんだ、また一生懸命、東先生と医師確保に動かれたわけでございますけど、なかなか、それもかなわなかったという歴史があるわけでございます。

美祢市立病院は、やっぱり医学部に、その当時やっぱり8割ぐらいの学生は残ってましたので、医師確保については、山口大学関連医療機関を求めていた山口大学と地域の思いが一致しまして、安定的な医師確保がなされています。

しかしながら、平成16年に新臨床制度がスタートします。これにより、医師は症例の多い、また生活環境の整った大病院に移るわけ——希望するわけでございます。そして、訴訟リスクの少ない診療科に行くということで、地域偏在と、それと診療科偏在が起こってます。

平成17年には、さらに看護の質を高めるということで、基準看護7対1がスタートします。これにより、特に都市部の大病院の一斉採用がスタートします。これにより、本市の医師確保、看護師確保が本当に苦しくなったというのが今の実情でございます。

したがって——それから、平成10年からですけど、低医療費策とそして機構改革——機構改革というか、国の地方交付税の減額に伴う繰入金金の減少などに伴いまして、病院経営は——地方の病院経営は、もう苦しくなったというのが実情でございますので、過去の経験を踏まえまして、やっぱり地域の実情に合った政策、また病院であるべきだというのが私の基本的な考えでございます。

それでは、御質問の医療構想について、ちょっと御回答をさせていただきたいと思えます。

お示しの地域医療構想は、県におきまして、圏域ごとに地域医療構想策定協議会

を設置し、医療関係者や住民の意見を聞きながら、2016年7月、医療計画の一部として策定されたものであります。

その趣旨は、人口減少・少子高齢化の流れの中で、地域ごとの将来の人口、疾病構造を検討した上で、限られた医療資源の中で効率的で質の高い医療提供体制をつくっていくための現実的なプランを策定し、地域住民の安全で安心な生活を支えていくことにあります。

その手段の内容の1つは、2025年の医療需要を踏まえた高度急性期・急性期・回復期・慢性期といった病床機能ごとの必要病床数の提示であります。

したがいまして、この構想の実現のためには、最終的に、個々の医療機関の病床の機能及びその機能ごとの病床数をどうするかという話につながるわけですが、病院、医師会、自治体等が構成員となっている地域医療構想調整会議による協議を踏まえ——踏まえるものの、最終的には医療機関の自主的な取組によって決定することとなっています。

個々の病院が病床の機能と病床数を決めるにあたって、まず、どのような患者がどのくらい入院されるのかという入院医療に係る需要の視点、また、それに対応して、どのような病床を、どのような医療スタッフが何人で維持できるのかという入院医療に係る供給の視点が必要となってきます。

本市のような、いわゆる僻地における病院は、総合診療医を中心として、急性期から、また慢性期まで、多様な機能を持つ必要があると考えております。

したがいまして、都市部で進めるべき地域医療構想の取組と本市の取組は、明らかに異なるものになるというふうに考えております。

現在、厚生労働省の地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループにおいて、全国各地域における地域医療構想の取組状況の把握・検討の再開が始まったところであり、その動向に留意しつつ、もう状況によっては、地域の実情が反映されるよう働きかけも必要であるというふうに思っております。

しかし、病院経営も当然大事でございます。今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえた市立病院の病床の在り方は、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） すみません、何分まであるんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 48分まで。

○13番（三好睦子君） 今、地域の実情を反映するようにすると言われました——するように検討するとのこと。ありがとうございます。

それで、2つの病院、それぞれの市民の方の意見を聞かれて、医療ニーズを正確に把握され、それに基づく必要な病床数を算出して地域医療構想の見直しを検討されることを求めます。

それと、美祢市の2つの病院の果たしている役割、これは地域医療を守るということと同時に、地域の雇用の拡大、安定した雇用、そして、地域の経済の活性化にも大きな役目を果たしています。これらを再評価して、維持・発展させていただきたいのです。

もう1点は、この公立病院——公立・公的病院の再編、今もありましたが、総合リストを撤回を——公立・公的病院の再編統合リストは、撤回を国に求めています。

この件について、再度市長にお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

2点あるかと思えます。

まず1点目は——（発言する者あり）3点ですか。まず1点目は、市民のニーズに応えた病床数の在り方でございます。

この件につきましては、公立病院は、やっぱりそういう地域における医療の補完的な機能というものもあるわけでございますので、地域のニーズもですが、どういった医療が必要なのかという科学的根拠を持ちながらの病床数に——病床数、病床の在り方を検討してまいりたいと思っております。

国への働きかけ——（発言する者あり）

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） すみません、私が早口で言ったもので申し訳ありません。

3点ありまして、今の1点目は、医療ニーズを正確に把握されると、それで病床数を算出——科学的にも算出すると言われました。ありがとうございます。

それと2点目は、2つの病院が地域で果たしている役目ですね。その役目という

のは、地域医療を守ることはもちろんですけれど、地域の雇用も確保しています。そして、そのために、それで経済も活性化になっていると。こういった大きな役目がありますので、これを再評価して、維持しながら発展していただきたいということです。

それと、今言いましたように、国に求めて——撤回を求めていただきたいという3点目でした。

すみません、早口でパクパク言ってしまうまして、すみません。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 十分——すみません、私も失礼いたしました。

2点目の地域経済の部分でございます。

これにつきましては、高木議員の一般質問にも、一度私お答えをしてるかと思えます。

病院等の事業の予算、約40億ぐらいあります。病院事業とかいうのは、労働者への還元率の高い職種でございます。5割から6割は労働者に還元する。しかも、そののやっぱり8割、病院関係でも8割は、市民である病院スタッフでございますので、そういった面。そして、それに関わる修繕料とか委託料も含めて市内経済への効果は十分あると思えますので、その点につきましては、私は評価をしているところでございます。

それと、3点目の国への働きかけでございます。

厚労省の示している政策、施策に、私は反対、否定もしておりません。ただ、地域の実情が十分反映されるべきだというのが私の基本的な考えでございます。

ですから、全国一律のそういった厚生労働省の示されるものが、この地域の実情に合わないのであれば、その部分はしっかりと国のほうにつなげてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） 5点目になりますが、コロナ禍がもたらす市立2病院の経営と——経営への影響についてお尋ねいたします。

市立2病院を含む市内の全ての医療機関に共通していると——共通して言えると思いますが、令和2年度において、コロナを警戒され、市民の方が受診を控え——

受診控えをされて、その結果、外来でも入院でも収益が減少したのではないかと危惧しています。

そこで、市立2病院の状況についてお尋ねいたしますが、収益について、コロナの影響がどの程度あったのか、ざっくりでいいのでお答えいただけますでしょうか。

私の見込んでるように、外来や入院の収益がコロナのために落ち込んでいるのであれば、地域医療を守るために、その補填を国に求めていくのが筋だと考えますが、御見解をお伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 三好議員のコロナ禍がもたらす市立2病院の経営への影響についての御質問にお答えします。

コロナ禍による市立2病院の入院・外来患者数の減少と、その結果としての収益の影響を説明させていただきます。

まず、市立病院においては、年間延べ入院患者数が3万8,594人、対前年度比で470人の減となりました。この理由として考えられるのは、新規入院患者の減少と在院日数の短縮です。

新規入院患者の減少の要因としては、2つあると考えております。

1つは、後に述べます外来患者や検診件数の減少に由来するものです。外来受診や検診から入院につながる場合も多く、その絶対数の減少が入院患者の減少につながっています。

例えば、令和2年度入院患者のうち外来受診を経験した方は、前年度比で約120人減少しております。

もう1つは、マスクと手洗いの励行の効果によると考えられるインフルエンザ患者の未発生です。昨年度、美祢市においては、インフルエンザに由来する入院患者はゼロでありました。

次に、入院患者の在院日数の短縮です。令和3年1月より、新型コロナ入院患者専用病床4床と、病棟内の感染拡大を防止するため隔離した休止病床2床を合わせた6床を新型コロナに対応する病床として運用しました。この病床を運用するための専任の看護師を配置したため、病棟全体の看護師が不足することから、一般病床と療養病床を合わせて138床ある中で、やむを得ず90床未満での運用とし、救急患者や紹介患者を確実に受け入れつつ、一般病床の入院患者の早期退院をお願いした

ことによるものであります。

一方、延べ外来患者数は3万6,189人、対前年度比で2,625人の減となっております。

この理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症が拡大したことによる患者の受診控えや、病院側が薬剤などの長期処方により受診間隔を長くしたことによるもの、加えて、先ほど申し上げました、インフルエンザ患者ゼロの影響も大きいと考えております。

次に、コロナ禍によるこのような状況の結果としての病院収益の影響についてであります。

市立病院にあつては、収益的収支におきまして、平成27年度以降、毎年——毎年度おおむね1億7,000万円以上あった赤字を、令和元年度には8,000万円ほど——8,000万円程度圧縮し、9,300万円に抑えることができました。これには、従来より申し上げている地域包括ケア病床の拡充と、拡充後の運用が令和元年度半ばからようやく軌道に乗ったことが大きく寄与しており、令和2年度以降の収益向上の基本になると位置づけておりました。

市立病院の収支が均衡する損益分岐点事業収益は、令和元年度決算で算出すると20億5,000万円となります。本来の医療提供で得られる医業収益のうち、入院収益については、令和元年度約10億5,000万円でありました。

私たちとしましては、地域医療包括ケア病床の年度当初からの円滑な運用を核として最低7,000万円の上乗せをし、少なくとも11億2,000万円の入院収益を得ることで、損益分岐点20億5,000万円に近づけることとしておりました。

しかしながら、市立病院の入院収益は、結局、令和2年度決算において10億3,000万円でありましたので、約9,000万円、外来収益と公衆衛生活動収益や室料差額収益などのその他の医業収益を加え、医業収益全体で1億円程度の収益を失ったと考えております。

一方、新型コロナウイルス感染症の院内での感染拡大防止対策や診療体制を確保するための経費、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保するための経費等として、国庫支出金、県支出金を合わせて、約1億円が病院医業外収益の増加となっており、市立病院の事業全体としては、収益上、補填された形になっております。

次に、美東病院です。

入院外来患者数減少の理由は、市立病院とほぼ同じです。

ただし、新型コロナ入院患者を受け入れるための新型コロナ入院患者専用病床は4床であり、市立病院と同じですが、病棟内の感染拡大を防止するため、いわゆるグリーンゾーンとレッドゾーンに分ける必要がありますので、感染拡大を防止するため、隔離した休止病床11床を合わせた15床を新型コロナに対応する病床として運用しております。

美東病院も市立病院と同じく、専任の看護師を配属し対応しておりますが、休床病床が11床であったため、新型コロナに対応する病床以外の病床を休床とすることなく運用することができ、入院患者数が前年度比1,005人の減少と、市立病院と比較して倍の減少があったにもかかわらず、収益に限ればデメリットがなかったということになります。

美東病院入院収益については、令和元年度約7億4,500万円であり、その結果、収益的収支における当年度純利益は3,000万円でした。

我々としては、美東においても、地域包括ケア病床の円滑な運用を核として最低2,500万円の上乗せをし、少なくとも7億7,000万円の入院収益を想定しておりました。令和2年度決算において、美東病院の入院収益は7億4,300万円でしたので、約2,700万円の損失、外来収益その他の損失を加えれば、医業収益全体4,000万円の収益を失ったと考えております。

一方、新型コロナウイルス感染症に関する国庫支出金、県支出金を合わせて約1億2,000万円が病院医業外収益の増加となっており、美東病院の事業全体としては収益上8,000万円のプラスとなっております。

このように、両病院とも失った利益がありますものの、相当の補填により、病院事業全体としては黒字となっております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） ありがとうございます。

ちょっと聞きながらメモしたんですけど、メモしきれなくて、ちょっと違うところもあるかも分かりませんが。

要するに、コロナ感染症で受診控えがあったものの、新型コロナウイルスの感染

があったものの、こうやって病床を11病床でしたかね、16病床でしたかね、確保したために、国や——国の——国庫支出金や県からの支出金があったので、赤字ではあったけれど、その部分が黒字——その部分——国庫支出金と県支出金のおかげ——おかげっていけませんね、あったので黒字になったよというようなことで——なりましたということで理解していいのでしょうか。

それと、それで——本当市民の——ありがとうございます。市民の命と健康を守るために、本当に市立病院と美東病院は、何としても守っていかなければいけないと、今病院事業管理者の御答弁聞きまして、本当に強く思いました。何としても、美祢市立病院、美東病院を何としても守っていこうと決意を新たにしています。

今後ともよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔三好睦子君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 以上をもちまして、本日予定された一般質問は終了いたします。

私、議長として議事進行、大変不手際で、終了予定時間が遅れましたことをおわび申し上げます、残余の一般質問につきましては、明日行いたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。大変皆様お疲れさまでした。

午後3時43分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月15日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃